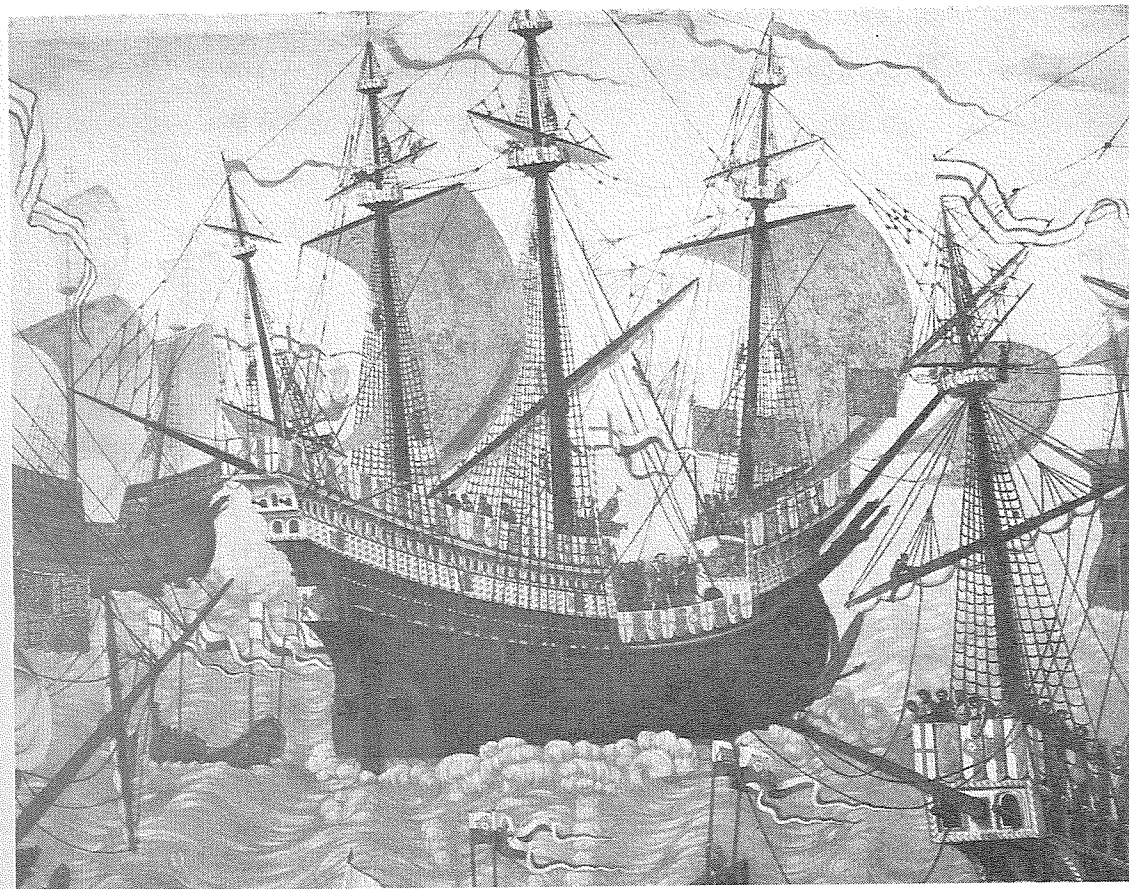


日本西洋史学会第45回大会

**部会別自由論題報告要旨**  
**シンポジウム報告要旨**

1995年5月13・14日  
山口大学





ドーヴァを出港するヘンリ8世 (1545年頃画)

## ヒトラーを読む三〇〇〇冊

阿部良男編著 ヒトラー文献を蒐集して20余年、日本語文献のほとんどを集めて分類整理。戦後五〇年をへて消えさらない過去? A5 四三三頁 四八八円

## ラインの文化史

水とヨーロッパ社会

鯖田豊之 ヨーロッパ大陸を貫流する国際河川に憑かれた歴史家が現地調査を重ねて語る水と人間、自然と環境、日欧の自然観 A5 三三三頁 四八八円

## 大戦間期の東欧

民族国家の幻影

J・ロスチャイルド/大津留厚監訳 冷静な大局観に支えられ、ソ連邦の崩壊によってにわか注目を集める(人間科学叢書23) A5 四八八頁 四八八円

## バルカン近代史

ナシヨナリズムと革命

ジョルジエヴィチ、フィシャーガラテイ/佐原徹哉 近代を侵入者への抵抗と成功しない一揆と規定する類書のない通史(刀水歴史全書34) 三三三頁 四八八円

## 旧約聖書の時代

その語る歴史と宗教

小嶋 潤 聖書学の深い理解を背景に、旧約聖書を読み解いて描く古代イスラエル。歴史と宗教一体化の原始キリスト教誕生の瞬間 A5 三三三頁 四八八円

## オーストリア現代史の教訓

4月刊 矢田俊隆 ハプスブルク帝国からドイツ第二帝国へ、そして永世中立の「幸福の島」へ、激動するオーストリアに歴史の教訓を見る A5 三三三頁 四八八円

## 中世イギリスの法と社会

J・C・ホウルト歴史学編集/城戸 毅監訳 (座談会) 欧日封建制成立期の比較 ホウルト・永原慶二・石井進・義江彰夫・城戸毅 A5 四八八円

## ヴェネツィア貴族の世界

永井三明 共和国一〇〇年の歴史を支えた貴族とその社会、地中海世界に卓越した史上稀有の都市国家の精神文化と社会構造 A5 三三三頁 四八八円

## 中世都市とギルド

中世における団体形成の諸問題

谷口和雄 ヨーロッパ中世都市の基本問題としてギルド、ツunftをとらえ、ギルド革命からツunft体制に及び、研究史をふくむ A5 三三三頁 四八八円

## 中世イングランド領主支配と農民

中世における領主支配と農民および農民の生活を具体的に解明することを試みる。海外最近の研究成果を展望しつつ A5 三三三頁 四八八円

## イングランド初期貨幣史の研究

戸上 一 貨幣史を政治権力との関係でとらえ、古銭学の知見をカネの働きに読みかえて、歴史を構築する試み。英本国でも評価 A5 三三三頁 四八八円

## 西洋中世像の革新

3月刊 榊山紘一編 東大西洋史学出身の中堅・若手研究者16人による。城戸毅教授の還暦記念をかね、歴史学の転換を背景に中世像の革新を試みる A5 四八八円

刀水書房

Tel.03-3261-6190 Fax.3261-2234 振替 00110-9-75805

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館 (〒101)

5月14日（日） < 部会別自由論題報告 >

< 近代史部会 1、2、4のみ >

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 第1報告 9:30~10:15  | 第1報告 9:00~9:45   |
| 第2報告 10:15~11:00 | 第2報告 9:45~10:30  |
| 第3報告 11:00~11:45 | 第3報告 10:30~11:15 |
| 第4報告 11:45~12:30 | 第4報告 11:15~12:00 |
| 第5報告 13:30~14:15 | 第5報告 12:00~12:45 |
| 第6報告 14:15~15:00 |                  |
| 第7報告 15:00~15:45 |                  |
| 第8報告 15:45~16:30 |                  |

各報告とも発表30分、質疑討論15分

古代史部会 (9:30~16:30) 大学会館ホール

午前の部 (9:30~12:30)

- |                |  |
|----------------|--|
| 1 青木千佳子 (京都大学) | クセノフォン『ヘレニカ』における宗教的要因と歴史解釈<br>司会 藤縄 謙三 (京都女子大学)          |
| 2 古山 夕城 (法政大学) | 古典期タソスの社会構成<br>——前5世紀末~4世紀初の政変を中心に——<br>司会 向山 宏 (広島大学)   |
| 3 堀井 健一 (東亜大学) | アリストテレス作『アテナイ人の国制』におけるテラメネス評価<br>司会 合阪 學 (大阪大学)          |
| 4 伊藤 正 (鹿児島大学) | 前4世紀後半アテナイにおける公有地賃貸借<br>——財源確保の観点より——<br>司会 伊藤 貞夫 (放送大学) |

午後の部 (13:30~16:30)

- 5 坂井 聰 (古代学研究所) ポンペイ都市の形成と城壁  
——最近の発掘調査による知見を中心に——  
司会 浅香 正 (同志社大学)
- 6 石川 勝二 (椛山女学園大学) 共和政ローマに民主政はあったか  
司会 長谷川博隆 (中部大学)
- 7 山本 晴樹 (別府大学) ローマ帝政期ガリアのアウグスターレース  
——リヨンを中心に——  
司会 新田 一郎 (金沢大学)
- 8 玉置さよ子 (福岡教育大学) 「ユダヤ人全員を奴隷となす」  
——西ゴート王国の反ユダヤ立法——  
司会 江川 温 (大阪大学)

中世史部会 (9:30~16:30) 教養部2番教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 滝澤 秀雄 (一橋大学) 贖罪書の初期中世における使用状況に関する一考察  
——民間信仰の史料として見た場合を中心に——  
司会 山田 欣吾 (共立女子大学)
- 2 中村 敦子 (京都大学) チェスター伯家とアングロ=ノルマン君主  
司会 吉武 憲司 (慶応義塾大学)
- 3 岡崎 敦 (福岡女子大学) パリ司教の印璽(11-12世紀)  
——ピエール・ロンバルの第二印璽を巡って——  
司会 河井田研朗 (福岡大学)
- 4 舟橋 倫子 (慶応義塾大学) 所領形成期のヴィレール修道院をめぐる社会・経済状  
況——12世紀の史料を素材として——  
司会 渡邊 昌美 (中央大学)

午後の部 (13:30~16:30)

- 5 荒木 洋育 (東京大学) リチャード1世期イングランドの行・財政政策  
——行政長官ヒューバート・ウォルターと軍役  
代納金——  
司会 城戸 毅 (東京大学)
- 6 千葉 敏之 (東京大学) 13世紀前半のシレジアにおけるラント開発とドイツ法  
植民  
司会 服部 良久 (京都大学)
- 7 森本 轟 (帝塚山大学) 中世におけるノリッチ司教座聖堂付属修道院の所領管  
理・経営  
司会 山代 宏道 (広島大学)
- 8 花田洋一郎 (九州大学) 西欧中世都市財政の一側面  
——シャンパーニュ諸都市の防備強化と財政をめ  
ぐって——  
司会 中野 忠 (早稲田大学)

近世史部会 (9:30~16:30) 教養部3番教室

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 皆川 卓 (早稲田大学) 初期ヴェルテンベルク公領の都市と村に関する一考察  
——産業構造の実状を中心に——  
司会 魚住 昌良 (国際基督教大学)
- 2 島田 勇 (国学院大学) エラスムス主義のゆくえ  
——16世紀ケルンの事例から——  
司会 森田 安一 (日本女子大学)
- 3 柳澤 伸一  
(西南女学院短期大学)  
16世紀における旧教派帝国都市の外交政策  
司会 瀬原 義生 (京都橘女子大学)
- 4 出村 伸  
(日本学術振興会)  
近世オーストリアの「ヘルシャフト」に関する一考察  
——ヴァイズテューマーから見た——  
司会 前間 良爾 (佐賀大学)



午後の部 (13:30~16:30)

- 5 乳原 孝 (近畿大学) エリザベス朝期ロンドンのプライドウェル矯正院  
司会 佐藤 清隆  
(相模女子大学短期大学部)
- 6 塚本栄美子 (大阪大学) ブランデンブルク選定侯領における二つの宗教改革と  
臣民——ルター派の定着をめぐる——  
司会 永田 諒一 (岡山大学)
- 7 伊東 秀征 (活水女子大学) 平戸イギリス商館における食生活再考  
司会 浅田 實 (創価大学)
- 8 渋谷 聡 (島根大学) 近世ドイツ帝国国制論  
——永久帝国議会の成立 (1663年) と国制史上の位置  
づけをめぐる——  
司会 阪口 修平 (中央大学)

近代史部会1 (9:00~12:45) 教養部1階16番教室

- 1 土井 美徳 (早稲田大学) 英国基本法の再解釈とコモン・ライトとしての選挙権  
司会 浜林 正夫 (八千代国際大学)
- 2 川瀬 進 (徳山大学) 航海条例とアイルランド  
司会 堀越 智 (前岐阜大学)
- 3 栗田 和典 (東海学園大学) 統治しがたき囚人たち  
——1720、30年代のロンドン・フリート監獄をめぐる  
係争——  
司会 青木 康 (立教大学)
- 4 長谷川貴彦 (東京大学) バーミンガム総合病院 1765-1800年  
——イギリス産業革命期の都市政治文化——  
司会 川島 昭夫 (京都大学)
- 5 山本 崇人 (関西学院大学) 1850年代末英国国会における陸軍問題審議  
——シヴィリアン・コントロールの成文化を中心  
に——  
司会 村岡 健次 (甲南大学)

近代史部会2 (9:00~12:45) 教養部2階29番教室

- 1 真鍋 周三 (神戸商科大学) 植民地時代中期クスコ地域の社会経済的趨勢  
——諸階層の動向とフォラステロ——  
司会 青木 芳夫 (奈良大学)
- 2 鈴木 茂 (東京外国語大学) 19世紀後半ブラジルにおけるアジア系移民導入問題  
司会 清水 透 (獨協大学)
- 3 福本 保信 (西南学院大学) 黒人奴隷のキリスト教改宗  
——初期アメリカ植民地における——  
司会 清水 忠重 (神戸女学院大学)
- 4 山内 恵 (東京外国語大学) シャーロット・パーキンズ・ギルマンにおけるユート  
ピアの家族像  
司会 有賀 夏紀 (埼玉大学)
- 5 小野 直子 (同志社大学) アメリカ医学界における「胎児の発見」  
——中絶論争における胎児観の変化——  
司会 山田 史郎 (同志社大学)

近代史部会3 (9:30~12:30) 教養部1階9番教室

- 1 藤田 苑子 (北海学園大学) 18世紀後半フランスにおける老齡期の「発見」  
司会 川北 稔 (大阪大学)
- 2 松嵜 明男 (東京大学) 1801年のコンコルダに関するボナパルトと教皇庁の交  
渉  
司会 岡本 明 (広島大学)
- 3 佐保 吉一 (北海道東海大学) デンマーク1820年のJ. J. DAMPE事件  
司会 清原 瑞彦 (北海道東海大学)
- 4 小田 順子 (立教大学) ゲーリック・リーグ海外支部の活動  
——世紀転換期アイルランドへの影響——  
司会 木畑 洋一 (東京大学)

近代史部会4 (9:00~12:45) 教養部3階31番教室

- 1 丹後 杏一 (九州女子大学) ヨーゼフ主義的ナショナリズムの性格とその歴史的推移  
——ゾンネンフェルスの「祖国愛」をめぐる——  
司会 佐藤 勝則 (東北大学)
- 2 佐々木洋子 (青山学院大学) オーストリア=ハンガリーのトリエステ鉄道建設計画  
——ルドルフ皇太子鉄道および南鉄道の分析から——  
司会 大都留 厚 (大阪教育大学)
- 3 西山 暁義 (東京大学) ドイツ化・近代化・世俗化  
——併合初期アルザス・ロレーヌ初等教育政策 (1871-1879) ——  
司会 伊藤 定良 (青山学院大学)
- 4 田中ひかる (一橋大学) アナーキズムの革命観  
——『フライハイト』紙を中心に1879-1886——  
司会 戸田三三冬 (文教大学)
- 5 ロルフ・ハラルド・ヴィピッチ GERMAN RELATIONS TO THE SINO-JAPANESE WAR, 1894  
(ROLF-HARALD WIPPICH) -1895: OFFICIAL AND NON-OFFICIAL RESPONSE TO  
(上智大学) THE FAR EASTERN IMBROGLIO  
司会 三宅 正樹 (明治大学)

現代史部会1 (9:30~12:30) 教養部1階8番教室

- 1 佐藤 雪野 (福岡教育大学) チェコスロヴァキア第一共和国初期の経済政策  
——企業のチェコスロヴァキア化nostrifikace政策  
を中心に——  
司会 南塚 信吾 (千葉大学)
- 2 梶本 元信 (帝塚山大学) 戦間期南ウェールズにおける「バック・トゥ・コー  
ル」運動  
司会 桑原 莞爾 (熊本大学)

- 3 渡辺 昭一 (鶴岡工業高専) 第一次大戦後イギリスの対インド鉄道政策の転換  
——アクワース委員会報告 (1921年) を中心にして——  
司会 松井 透 (川村学園女子大学)
- 4 相馬 保夫 (鹿児島大学) 1920年代ベルリンにおける都市計画と住宅建設  
——労働者文化の視点から——  
司会 西川 正雄 (専修大学)

現代史部会2 (9:30~12:30) 教養部2階7番教室

- 1 白川 耕一 (東京都立大学) ナチス・ドイツにおける大衆救済事業  
——ナチス民族福祉団NSVの活動を中心に——  
司会 芝 健介 (東京女子大学)
- 2 山本 達夫 (東京外国語大学) A d e f a と A d e b e  
——第三帝国における経済合理化政策と反ユダヤ主義  
とのはざま——  
司会 増谷 英樹 (東京外国語大学)
- 3 長沼 秀世 (津田塾大学) 南部進歩派組織の一考察  
司会 新川健三郎 (東京大学)
- 4 進藤久美子 第二波のニュー・フェミニズム運動  
(東洋英和女学院大学) ——レーガン・ブッシュ政権下の女性運動——  
司会 太田 和子 (共立女子大学)



# シンポジウム 「近代化のなかの民衆・民族・国民国家」

(5月14日、13:30～17:00) 教養部1番教室

## <問題提起>

古賀秀男 (山口大学) シンポジウムにあたって

## <主報告>

富岡次郎 (京都学園大学) 戦後イギリスにおける教育政策とカラード移民

増谷英樹 (東京外国語大学) 19世紀後半のウィーンの移民と「民族問題」

姫岡とし子 (立命館大学) 近代ドイツにおける国民統合とジェンダー

南塚信吾 (千葉大学) 19世紀初めハンガリーにおける民族と言語と神話

## <副報告>

高田和夫 (九州大学) 露土戦争とロシア・ナショナリズム

岡本 明 (広島大学) ナポレオン帝国と民族・民衆

井野瀬久美恵 (甲南大学) 女たちの大英帝国——帝国、民族、アイデンティティ

野村達朗 (愛知県立大学) 東欧系ユダヤ移民とそのアメリカ化

## <司会>

古賀秀男 (山口大学)

野村達朗 (愛知県立大学)

尾川創二 (山口大学)

## 公開講演

5月13日(土) 13:30～17:00

ギリシアの発見——西ヨーロッパの文明体験——

榊山 紘一 (東京大学)

近代英国の航跡——ひとつの島国考——

越智 武臣 (京都橘女子大学)

## 古代史部会

## 報告者

- 1 青木千佳子 (京都大学)
- 2 古山 夕城 (法政大学)
- 3 堀井 健一 (東亜大学)
- 4 伊藤 正 (鹿児島大学)
- 5 坂井 聰 (古代学研究所)
- 6 石川 勝二 (椋山女学院大学)
- 7 山本 晴樹 (別府大学)
- 8 玉置さよ子 (福岡教育大学)

# 1 クセノフォン『ヘレニカ』における 宗教的要因と歴史解釈

青木 千佳子

クセノフォンによって書かれた『ヘレニカ』は、ペロポネソス戦争以後およそ50年間のギリシア世界の動向を知る上で重要な史料の一つとなっており、クセノフォンのこの著作をめぐっては、次のような研究動向を見ることができる。まず一つの流れとして挙げられるのは『ヘレニカ』の構成上の問題、制作年代の問題についてであり、この問題は19世紀に B. G. Niebuhr によって取り上げられて以来たびたび論じられてきた。またもう一方に挙げられるのは、どのような目的から書かれたのかといった、『ヘレニカ』の性質にかかわる問題についてである。この問題は、政治的な関心と関連づけて説明される見解と道徳的な側面に注目した見解との二つに大別される。特に C. Tuplin (1993) と V. Gray (1989) の研究は、これらの見解をそれぞれ代表するものであり、『ヘレニカ』研究の現状を表わしていると言うことができよう。

しかし、これらの先行研究は、当時の人々に少なからず影響を与えた宗教的な側面を十分視野に入れて『ヘレニカ』の歴史書としての性質を論じているわけではない。伝統的な宗教に対するクセノフォンの姿勢は、敬虔なもの、あるいは保守的なものとおおむね認められているが、彼のこのような姿勢と歴史記述との関わりについて、従来の研究はあまり注目してこなかったのである。これは、ヘロドトスやトゥキユディデスとくらべ、彼の宗教観や歴史記述が自明で平凡であると評価されていたためと思われる。そのため、これまで見落とされがちであった視点を補う試みとして、本報告では、『ヘレニカ』に現われる、宗教的、超自然的な事柄に関する言及を検討し、「凡庸な歴史家」クセノフォンが自らの周りで起こった出来事をどのように理解し歴史記述に結びつけようとしていたのかについて考察を加える。



## 2 古典期タソスの社会構成 —前5世紀末～4世紀初の政変を中心に—

古 山 夕 城

エーゲ海北岸域の有力ポリスの一つであるタソスは、前460年代にデロス同盟からの離反を鎮圧されてからは、多額の年賦金を支払う隷属ポリスに落ちぶれた。前5世紀末葉に、再度スパルタと同盟を結んでアテナイの支配から離反を試みたが、両軍の占領と内政干渉によって大きな痛手を被ることになる。

この世紀転換期の反乱とそれにとまなう政変については、各々断片的ではあるが、文献・碑文史料がタソスの側からもアテナイの側からも存在し、情報の乏しいタソス史において外部勢力と内通者の関わりを垣間みることを許し、そこからタソスにおける内紛の性格を窺い知ることができる。

一方で、今世紀初頭以来、在アテネ・フランス研究所によってタソス中心市の発掘が進められ、また戦後はギリシアの考古学者たちによってもトラキア地域の調査が行われ始め、新たな碑文の発見を含む考古学的成果の蓄積が、徐々に古典期タソスの社会構成にまで踏み込んだ考察を可能にしつつある。

以上のような史料状況と研究の進展を踏まえて、本報告では、タソスの古典期における社会のあり様を、次のようなタソスの個性と特徴に注目して考えてみたい。(1) ギリシア世界の周縁に位置し、非ギリシア世界と境を接するポリスであること。(2) アルカイック期にパロス人の建設した植民市であり、また対岸のトラキア地方に植民地を持ち、常にその「対岸地」と密接な関係を持ったこと。(3) 島内にも対岸の領土にも金・銀の鉱山を領有し、そこから莫大な収益がもたらされたこと。(4) ぶどう酒の産出国として有名であり、輸出用の商品作物として葡萄の栽培と販売には厳しい国家の統制があったこと。

前4世紀のタソスは政変後のポリス再建の過程で、内政面では官職の整備と民主政の確立を見、対外的には対岸地での権益の強化・拡大とアテナイとのより緊密な関係を保った。かかる制度・政策の後景に横たわり、同時に影響を受けていく、タソス社会の特質にアプローチしていくことが、本報告のねらいである。

### 3 アリストテレス作『アテナイ人の国制』における テラメネス評価

堀 井 健 一

アリストテレス作『アテナイ人の国制』29章3節に前411年のクレイトポンの動議が記されている。この年の四百人の寡頭派政権の成立直前に国制起草委員たちに「クレイステネスが民主政治をたてた時に定めた古い法律をも調査」（村川訳）すべしと提案されている。この動議の意図については、「クレイステネスの法」の内容が不明であることもあり、これまで諸説がある。中でも Fuks が「パトリオス=ポリテイア」論を唱えて、テラメネスの穏健派がソロンやクレイステネスの過去の国制に戻ることを主張したという解釈を提示して以来、学界でこの説に従う研究者が出てきた。

だが、クセノポンなどの同時代の史料にはアテナイで過去の国制に戻ることが主張された証拠はない。また、ギリシア語の“patrios”は、「古い」または「父祖の」というよりも「父祖伝来の」という意味であり、当時とは別の過去を指すわけではない。

そこで、アリストテレスがトゥキュディデスと違ってこのクレイトポン動議に言及した理由を考えてみる必要がある。この際、注目したいのは、前403年の法制改革で当時のアテナイの諸法が「ソロンの諸法」として確定したことである。これによってアテナイでは「ソロンの諸法」が「パトリオス=ノモイ」として遵守されるべきこととなった。そしてこの改革以後に生まれたアリストテレスにとって「父祖伝来の諸法」は民主政下でも遵守されるべきものと考えられたことが彼の『政治学』の中のいくつかの箇所に見ることができる。従って、彼は、テラメネスという人物について『アテナイ人の国制』28章5節のように諸法を守ろうとした人物として高く評価したのであり、その一派のクレイトポン動議の中にも父祖伝来の諸法を大事にする姿勢を読み取ったと解釈することができる。



#### 4 前4世紀後半アテナイにおける公有地賃貸借 —財源確保の観点より—

伊藤 正

前355年、同盟市戦争に敗れたアテナイは深刻な財政的困難に陥った。歳入源について論じたクセノポンの「歳入論」<sup>プロイ</sup>という小冊子がこのころ（前355/4年）にしるされたという事実は、当時のアテナイの深刻な財政問題を如実に反映したものであり、単なる偶然の所産ではあるまい。小冊子の中でクセノポンは歳入源についていくつかの提案をしているが、ラウレイオン銀山の個々の経営者への国有奴隷の賃貸といったユニークな提案はアテナイにおいては実際におこなわれなかったようである。では、財政的困難にあえぐアテナイでは、この時期以降いかなる方法をもってこれを打開しようとしたのであろうか。本報告ではこの点について一つの試論を展開してみたいと思う。

前4世紀後半のアテナイにおいて、海上交易の促進やメトイコイの誘致策が経済の活況を促し収入の増大につながったこと、歳入面でエイスフォラ（戦時財産税）がもっとも重要な役割を果たしたことなど、これらについては何人も異論はあるまい。ところがこの時代には、国庫増収の目的でそれ以外に様々な策が講じられたことも見逃してはならない。例えば、公的負債の回収やラウレイオン銀山の賃貸借がそれである。前者は前340年代半ば以降にその活発化傾向が見られるようになり、後者は前360年代に始まり前3世紀まで続くが、そのアクメは前350～320年代と考えられている。本報告では、おもに、公有地賃貸借が前4世紀後半のアテナイの国家財政にとって、少なくとも歳入面で一定の役割を演じていたことを碑文史料に則して明らかにする。

公有地賃貸借を含め、負債回収や鉱山賃貸借より生じる収益は、エイスフォラ徴収に比べれば、微々たる額であったかもしれない。しかしながら、これらの歳入も前4世紀後半のアテナイの国家財政にとって、決して無視できるものではなく、極めて重要な財源の一つであったに違いない。「帝国」支配に基づく巨大な財源を失った前4世紀後半のアテナイは、財源確保の観点からいけばまさに苦難の時代であり、歳入源を多方面に求めなければならぬ時代であったということができよう。

## 5 ポンペイ都市の形成と城壁 —最近の発掘調査による知見を中心に—

坂井 聰

西暦79年のウェスウィウス火山の噴火により埋没したイタリア南部のカンパーニアにある古代都市ポンペイは、ローマ時代の古代都市生活を研究するうえで第一級の遺跡であることは広く認められている。しかしその研究は、この都市の最終段階であるローマ帝政期を中心になされてきたことは否めない。換言するならば、その歴史的発展の文脈に即しての研究は相対的に立ち遅れていると言える。例えばここで取り上げる、その都市形成の過程や都市としての起源についての考古学的調査は、考古遺跡としては例外的に保存の良いことが逆に妨げとなって、十分になされていないのが現状である。

本発表においてはまず、ポンペイ都市形成史の古典的学説である所謂『旧市街説』を概括したうえで、近年イタリアの考古学者を中心に出版されているこの学説への批判を紹介する。とりわけ、両学説においてそれぞれ立論の中心になっているポンペイを囲周する城壁の建築年代に関する諸見解に絞って論点を整理してみたい。その結果を踏まえて、現在論者もその一員として調査に参加している、古代学研究所のポンペイ遺跡発掘調査の調査目的及び現在までに得られた知見が、この問題に対しどの程度寄与できるかについての見通しを述べる。

最後に、ポンペイ周辺のナポリ湾岸一帯における、都市の形成に関する一般的な状況を概観する。これに関しては、前8世紀に始まるギリシア植民市の形成と発展が注目されてきたが、近年においては、エトルスキー人のカンパーニア南部への進出が都市形成に与えた影響が、次第に大きく評価されつつある。またこの両者とは異なる、独自の発展を遂げたイタリキー系の諸民族の動向も注目される。この全般的な社会状況を背景に、ポンペイ都市の起源問題について論者なりの仮説を提示してみたい。



## 6 共和政ローマに民主政はあったか

石川 勝二

ロナルド・サイムは、ローマの政府の形態と名称は君主政、共和政、民主政のいずれであっても、正面の背後には寡頭政が潜んでいる、と述べたように、実際にローマ共和政は排他的なノビレス貴族の支配する寡頭政である、と古くから根強い主張があった。事実民会の組織は最富裕層に有利な仕組みをもち、執政官は特定の氏族の出身者によって占められた。最近でもピーター・ブランツは、共和政に民主政の要素を認めつつも、ローマ市民権の拡大はローマの政治が民主政でなかったから実現したのであり、さらにローマが帝国に発展したことによって民主政はついに実現しなかった、と熱烈に主張した。

一方でノビレス貴族層の閉鎖性を従来ほど狭く考えず、また貴族社会としての激しい競争社会であったと考える人があり、政務官の選挙と投票による立法とは、重要な意義をもったと言う主張もある。本発表では、身分闘争はリキニウス法でも、ホルテンシウス法でも終わらず、民主政は共和政の歴史を通じての永遠の課題であったという認識の下に、ローマ人の民主政実現への努力と達成の歴史を明らかにする。

建国以来のローマ社会は、貴族の墓の副葬品から優れて戦士の社会であったことが明らかであるが、しかしパトリキ貴族は、圧倒的な優位を確立しえず、一方で平民層は早くから貴族に対する民主政的な反対派を形成したのがローマ社会の特色であった。執政官職は絶えず激しい論争の的であった。護民官職の創設、十二表法の制定、リキニウス法と民主政的な進展があった。そして前4世紀末から前3世紀の民主派の運動と改革は中期共和政の特色であった。ハンニバル戦争の衝撃は激烈で、国民の主権はいっそうの進展を見た。なるほど前2世紀後半の秘密投票の導入やグラックス兄弟の改革などの意義をどう認めるか、問題は多く残るが、現在民主政の状況の傍証として考古学の発掘成果を考慮に入れる時がある。フォルム・ローマヌムやマルスの野における建築は、市民の集会場としての重要性和政務官職をめぐる激しい競争の舞台として新しい光を当てなければならない。

## 7 ローマ帝政期ガリアのアウグスターレース —リヨンを中心に—

山本晴樹

筆者はこれまで、ローマ帝政初・中期ガリア・ナルボネンシスの都市における皇帝礼拝の重要な担い手であるアウグスターレースについて、碑文史料を手がかりにその実態をみてきたわけであるが、その過程で興味深い現象と思われたのは、アウグスターレースが一つの都市だけではなく、複数の都市のそれをつとめる事例がみられたことであった。この事例が意味するものについてはいろいろな解釈が可能と思われるが、なによりもガリア・ナルボネンシスにおいて一つの都市と他の都市とが何らかのつながりを形成していることを示すものではないかということであった。従来、属州の都市はローマとのつながりのなかで位置づけられる傾向が強かったのであるが、上記の事例がしめすように、属州の都市間の関係もまた考慮される必要のあることが指摘されたわけである。

ガリア・ナルボネンシスにおけるこのような属州の都市間のつながりを示す碑文として代表的には、CIL XII 3203 (Nemausus) がある。ここでは実に4つの都市(ルグドゥヌム、ナルボ、アラウシオ、フォルム・ユーリイ)のアウグスターレースを兼ねる事例が報告された。そしてこの都市のなかにはルグドゥヌム(現リヨン)も含まれ、その範囲はナルボネンシスにとどまらなかった。O. ヒルシュフェルト(Hirschfeld)はこれらの都市の並べ方に都市の順位をみており、またM. クリストール(Christol)は、当該碑文のアウグスターレース(C. Aurelius Parthenius)にリヨンを根拠地とするソーヌ、ローヌ両河川の変商人を想定している。ここから、リヨンのアウグスターレースのあり方が問われるわけである。

本報告ではガリア・ナルボネンシスの事例を踏まえながら、リヨンのアウグスターレースの実態をみていくことによって、ガリア全体におけるアウグスターレースのあり方、およびリヨンの都市としての位置について一つの見通しを探ってみたい。

## 8 「ユダヤ人全員を奴隷となす」 —西ゴート王国の反ユダヤ立法—

玉置 さよ子

694年11月9日、第17回トレド公会議の冒頭、エギカ王（在位687年 - 702年）のトムス（諮問状）が次のような情報を伝えた。「…世界のどこかで、ユダヤ人がキリスト教君主に対して反乱を起こし、多くが殺された。または最近わが国でも、国内のユダヤ人が国外のユダヤ人と共謀して、王国に危害を加えようとしていることが明らかにされた」。これに応じて公会議は、第8議決において次のように決定した。「イスパニアの全属州において、すべてのユダヤ人は妻子とも永遠に奴隷となす」。西ゴート王国が589年のカトリック改宗以来継続的に行ってきた反ユダヤ立法の、最終決定である。

西ゴート王国の反ユダヤ立法は、啓蒙期以来、厳しい批判の対象となって来た。エスカレートする反ユダヤ政策がユダヤ人の反発を招き、イスラム勢力のイスパニア進出へのユダヤ人の加担という結果をもたらし、最終的に王国滅亡を導いたとされる。

報告者はこれまで、680年代までの西ゴート王国の反ユダヤ立法史料を時期を追って検討し、次の2つの問題点を抽出した。まず、「反ユダヤ法を制定する」行為は、新王の即位を承認する公会議の場で、「君主の敬虔」・「君主の正義」を証明するという、形式的ながら重要な機能を果たしていたこと。そして他方、制定された法の具体的規定は、612年シセプト王によって行われたユダヤ人強制洗礼によって発生し、以後のイスパニア教会の懸案となった「回宗ユダヤ人問題」解決のための模索と性格づけられること。

今回の報告では、680年代までの反ユダヤ立法の特徴を念頭においた上で、694年の最終決定を、そこからの「断絶」と「連続」の両面から検討する。まず694年の決定の特異性を明らかにし、その特異な決定がなされるに至った7世紀最終盤の西ゴート王国事情を解明するとともに、伝統的な反ユダヤ立法が内包していた問題を考察したい。

## 中世史部会

### 報告者

- 1 滝澤 秀雄 (一橋大学)
- 2 中村 敦子 (京都大学)
- 3 岡崎 敦 (福岡女子大学)
- 4 舟橋 倫子 (慶応義塾大学)
- 5 荒木 洋育 (東京大学)
- 6 千葉 敏之 (東京大学)
- 7 森本 轟 (帝塚山大学)
- 8 花田洋一郎 (九州大学)



## 1 贖罪書の初期中世における使用状況に関する一考察 —民間信仰の史料として見た場合を中心に—

滝澤 秀雄

贖罪書は様々な罪とそれを償うために必要な贖罪の方法とを記した贖罪規定を中心に構成された文書様式であり、中世キリスト教会の贖罪実践において用いられていたものと考えられている。6世紀から12世紀までの間に西欧では数種類の贖罪書が成立し、比較的多くの写本が残された。総じて贖罪書は日常生活の史料として用いられることが多かったと言えるが、中でも特に11世紀初頭にヴォルムス司教ブルカルドゥスによって編まれた『矯正者あるいは医者』は、民間信仰に関する記述の詳細さと豊富さで注目を集めてきた。しかし『矯正者』の規定には、これまで顧みられることの少なかった、それ以前の贖罪書から引用されたものが含まれている。中世初期の贖罪書は確かにより古い贖罪書を編み直したものに過ぎないように見え、『矯正者』に比べて独自性に乏しいような印象を受ける。一方、贖罪書が史料として用いられる際には、それが実際に用いられていたことが暗黙の前提になっていたように思えるが、近年では12世紀以前の教区司祭の状態に鑑みてこの前提を疑問視する見解が発表されている。またレークス・サリカなどの場合と同様、贖罪書においても写本が作られる過程での誤写が散見されることもあり、贖罪書に記されている事柄が実際に行われていたことと、どの程度合致しているかを検討し直す必要がある。刊行史料を見る限りで、誤写は民間信仰に関する規定に集中していると言えるが、興味深いことに、中には翻案に近いものがあり、内容に別の解釈を加えた註釈が付されている場合もあり、更に規定の適用にあたってその内容と適用の対象となる行為との一致がまったく配慮されていない例すらある。従ってたとえ巡回裁判（Send）など贖罪書の用いられる場があったとしても、規定の適用はかなり柔軟になされていたものと考えられ、贖罪書を史料として用いる際にもこの点に留意しなければならないであろう。

## 2 チェスター伯家とアングロ＝ノルマン君主

中村敦子

近年盛んに取り上げられている「アングロ＝ノルマン王国」論は、常に大陸ノルマンディーとの関わりを考慮し、イングランドを外側からみるという視角を拓くことによって、中世イギリス史に新しい展開の糸口を示すことになった。王国の実態をいかに把握するかという問題については、現在様々なアプローチが試みられつつある段階といえる。王国の人的構成員としてのアングロ＝ノルマン貴族に注目することはそのひとつの切り口となろう。

今回の報告では、征服以前からノルマンディーにおいて公家につながる vicomte 家系として、またイングランドにおいても征服以降一貫して伯家系として勢力を保ち続けたチェスター伯家に注目する。チェスター伯家については、研究の流れはおもに二方向あるといえる。まず、チェスター伯領と伯位についての制度史的関心に基づくものである。征服直後に辺境地域に設けられたいくつかの伯領州のひとつとしてチェシャーは対ウェールズ防衛の役割を担っていた。この伯領州について、後のパラティネット特権領との関連から伯権力と特権領の内容が検討されている。他方、チェスター伯家系の構成人員に注目し、その行動を探ることを目的とするものがある。ヘンリ1世の後、王位継承をめぐる争いともなう内乱期において、当時の貴族たちがどのように対応したかは古くから議論の対象となっているが、チェスター伯 Ranulf もその勢力の維持拡大をめざす行動がひろく注目されてきた。

本発表では、これらの研究史を整理し、その問題点を検討したうえで、とくにチェスター伯家系と君主たちとの関係に注目することにより、イングランドとノルマンディーに広がるアングロ＝ノルマン王国全体のなかに位置づけることを試みる。

### 3 パリ司教の印璽（11－12世紀） —ピエール・ロンバールの第二印璽を巡って—

岡崎 敦

図形資料が様々な領域で注目を集めている中、印璽もまた歴史学研究に貴重な情報を与えてくれる材料として近年急速に再評価されつつある。即ち、文書に法的な有効性を与える徴として従来から持たれてきた関心に加え、図像の象徴的意味、政治的・イデオロギー的役割、行政制度の具体相、図像が提供する物質生活や宗教意識についての情報など多様な問題が次々と付け加えられ、検討が進んでいるのが現状である。この報告では中世パリ司教の印璽をとりあげて、歴史復元の素材としてのこの史料類型の持つ可能性の一端を紹介したい。

1。序論として、西欧における印璽使用の歴史の概観、及びこれが歴史学の材料としてどのような有効性を持つかについて簡単に触れることとしたい。

2。次いで、個別研究の例として、11－12世紀のパリ司教印璽の形態、図像及び使用の在り方についての情報をまとめ、いわば史料批判の基礎材料を提供する。さらに、現在のフランス中世印璽研究のいくつかと比較検討することで、パリ司教印璽及びその使用の特徴を歴史的に位置付ける。

3。最後に、最近発見されたピエール・ロンバール（在位1159－60年）の第二印璽図像の意味を、一方では王印璽やその他の図像史料に考察の範囲を拡げ、他方では12世紀半ばのパリ司教座教会の状況について文献史料から与えられる所与とも併せて検討し、もって文献史料と印璽図像とを複合利用した研究の一例を示したい。

#### 4 所領形成期のヴィレール修道院をめぐる 社会・経済状況

—12世紀の史料を素材として—

舟橋倫子

中世盛期にシトー会は全ヨーロッパで驚異的な発展をとげ、宗教界のみならず、当時の社会全体に様々な影響を及ぼした。シトー会の何がそれほど当時の人々を引きつけ、どのような社会・経済状況がその発展を可能にしたのかは、多くの歴史家の関心を引いてきた。本報告では、豊富な史料と研究の蓄積に恵まれたベルギー南部のヴィレール・ラ・ヴィル修道院の例から、所領経営の実態と周辺社会との関係を明らかにしようと試みる。

所領形成期のヴィレール修道院に関しては、記述史料・文書史料のいずれも豊富に残されている。本報告ではカルチュレールに収録されて伝来する後者に主として依拠するが、伝来過程に多くの問題をはらむ前者をも慎重に検討することにより、12世紀史料の全てを素材として利用することを目指す。

所領経営の実態を直接に明らかにする史料は多くはないものの、それでも教皇と領邦君主の文書は、牧畜を中心とした直接経営が商業目的でなされていたことを推測させる。9箇所グランギアに関する40通の文書は、開発の進行と権利関係の錯綜の中で、修道院が既存の利害関係に割り込んで、その所領を形成・拡大することを可能ならしめた、周辺社会との複雑な関係を浮かび上がらせてくれる。特に在地の諸教会施設との度重なる衝突と、中小の在地有力者との永続的な相互受益関係は、12世紀の社会におけるシトー会修道院の位置を解明する際の有益な示唆を与えてくれるものと考えている。



## 5 リチャード1世期イングランドの行・財政政策 —行政長官ヒューバート・ウォルターと軍役代納金—

荒木 洋育

12世紀後半のイングランド史をみる上で重要な事柄として、当時の王家がイングランドのみならず大陸においても広大な所領群を保有していたことが挙げられる。この、通常「アンジュー帝国」と称される支配領域を効率的に統治する方策として、各所領にそれぞれ独立した行政府を設置して、それを君主（すなわちイングランド王）の任命を受けた者が、特に君主の不在時に統轄する、という体制が採用された。

イングランドにおいて、行政府を王に任命された行政長官（*justiciar*）が統轄する体制が定着したのは、ヘンリー2世期にさかのぼる。しかし、次のリチャード1世期にいたって、国王がイングランドを不在とすることが常態化したこともあって、行政長官という官職の重要性が大幅に増大することとなった。また、リチャード1世期においては、軍事費の増大、更に十字軍帰途における王自身の捕囚に起因する多額の身代金の支払いのために、治世全体を通じて深刻な財政難に見舞われることとなったが、このリチャード1世の治世後半において行政長官に任命されて行政府を指揮し、同時にカンタベリー大司教にも就任してイングランドの聖俗両最高職を兼任したのが、ヒューバート・ウォルターである。

彼の主導のもとに行われた当時のイングランドの行・財政政策については、従来の研究においては、おおむね高い評価がなされてきた。当報告においては、特に彼の財政政策に着目する。彼は前述したような財政難に対処するために、在任中に様々な課税を行っているが、それらの中でも、特に当時のイングランドの支配層の動向と関連づけるために、領主層をその課税対象としたいわゆる軍役代納金（*scutage*）の徴収状況を「鏡」として用いて、彼の政策の成果についての検証を試みることにする。

## 6 13世紀前半のシレジアにおける ラント開発とドイツ法植民

千葉 敏之

1138年ポーランド公ボレスワフ曲唇が死去すると、シレジア系ピアスト家の祖となるヴワディスワフ2世亡命が家門長の地位と遺領の大半を手に入れた。その後ポーランド国内は親族間の、領土、「クラクフ冠」をめぐる内紛に見舞われるが、12世紀末までには分国公の間で一応の領土的決着が図られる。この政治的混乱の後、シレジア（下シレジア）は分公国としての一体性を徐々に獲得し、周辺諸侯との領土争いをする過程で、その国力を次第に高め、やがてピアスト家の主導権を掌握していく。

1201年に即位したシレジア公ヘンリク1世鬚（～1238）は、ヨーロッパの貴族家門との血縁関係の有効活用、父公ボレスワフ1世長身の政策・宮廷スタッフの継承等により統治基盤の確立に努めるが、これは、すでに12世紀以降ドイツにおいて盛んにおこなわれていた「ラント開発 Landesausbau」、すなわち、所領の一円化（支配圏の形成）・収入増加のためにおこなわれる、開墾、植民、都市・村落の建設、鉱山開発といった諸行為の総体（これは競合する諸侯間でのいわば生存競争であった）、に他ならなかった。ヘンリクによるこうした開発政策はその息子ヘンリク2世敬虔（1238～1241）によって引き継がれるも、1241年のモンゴル禍のためにその成果の多くは無に帰してしまう。

本報告では、公発給の証書の検討に基づき、13世紀前半ヘンリク1世・2世期の下シレジアにおけるドイツ法植民（*locatio iure theutonico*）を、植民高権を有するシレジア公の政策的側面から分析することによって、従来ドイツ農民あるいは封建領主の東方進出（ドイツの東方への膨張）という視点で一様に捉えられることの多かった東方植民運動の歴史像に若干の修正を加えたいと思う。

## 7 中世におけるノリッチ司教座聖堂付属修道院の 所領管理・経営

森 本 矗

ノリッチ司教座聖堂付属修道院 (Norwich Cathedral Priory) は、中世イングランドでは数少ない聖ベネディクト会派に属す修道院で、その所領はノフォークシャーに所在する諸マナー=村落から構成されていた。

この修道院においては、ダラム、イリーといった諸司教座聖堂付属修道院におけると同様に、修道士共住団体の中から選出された諸役職修道士からなる役職員組織 (obedientary system) が存在していて、修道院内外の諸業務を分担・処理していた。

この役職員組織の下で、主修道院衣食住掛 (Master of the Cellar) が、ダラム修道院の出納掛 (Bursar) やイリー修道院の収入掛 (treasurer) と同様に、修道院長および修道士共住団体に用いられれていた所領内での大部分の諸マナーに対し、その管轄権を行使し、そこからもたらされる諸収入で以て、修道院全体の生活全般の支出を行なう会計責任者として、その存在意義を有していた。

主修道院衣食住掛が、修道院および修道士共住団体から委託された形で、領主権を行使して、当該修道院の経済生活を維持する必要から、管理・経営に携わっていた諸マナーは、Sechford, Gnatington, Thornham, Hindringham, Hindolveston, Taverham, Newton, Catton, Eton, Plumsted, Hemsby, Martham, Elmham, Gately, Denham, Aldby, および Grange であった。主修道院衣食住掛は、これらが構成する所領全域を巡回し、主要マナーの領主館で領主裁判所を開設・主宰するばかりでなく、村落共同体から選出された地方役人である地代等徴収人から報告を受け、直営地耕作に当たっては荘役の職務遂行状況を監督し、荘役から農業経営のみならず牧畜経営に関しても報告を受けていた。

主修道院衣食住掛は、領主裁判所記録、荘役会計報告書、賃子帳などを基礎として、各年度の自らの会計報告書を作成し、修道院長および上級役職修道士が構成する協議会に提出することで、所領管理・経営政策の立案・遂行に役だっていた。

したがって、当該修道院の所領管理・経営は、主修道院衣食住掛会計報告書のシリーズを主として、諸マナーの荘役会計報告書のシリーズを補完的に利用して、研究しなければ

ならない。

## 8 西欧中世都市財政の一側面 —シャンパーニュ諸都市の防備強化と財政をめぐって—

花田 洋一郎

百年戦争の勃発から終結にかけて、フランス諸都市にとって囲壁・塔など防備施設の構築・修復・維持は死活問題であり、都市財政制度に多大な影響を及ぼした。この問題は早くから歴史家の関心を引いていたが、1960年代以降、防備強化と都市の租税及び会計制度の発展との関連を探る研究が本格化し、現在フランス中世都市財政史において特に盛んに議論されているテーマとなっている。本報告では、フランス学界の多彩な成果に学びつつ、シャンパーニュ諸都市を対象とする個別研究を総合し、これに都市プロヴァンに伝来する史料の分析を加えて、中世後期シャンパーニュ諸都市における防備強化と財政制度及びそれを包括する行政制度の発展との関連を検討する。

本報告で主たる分析対象とする史料は、1451年—1452年の都市会計簿（プロヴァン市立図書館所蔵。ms. n°166）である。プロヴァンの収入役ピエール・フレロンにより作成され、2月末にモーのバイイ代行官に提出された。収入部では、防備費用として国王から都市に与えられた国王エド（間接税）が大部分を占め、支出部では防備強化を主とする公共事業費が半分を占めることから、防備強化関係収支が財政の支柱をなしていたことが分かる。会計簿は防備強化工事に関する記述も多く含み、労働者への給与以外に、工事関係者の構成、原材料の種類、工事の進展状況などが詳細に記されている。これらの点は、この会計簿が防備関係財政活動の管理に重点をおいた記録であることを印象的に示しており、同時に当時のプロヴァン財政が防備強化に対応した構造を帯びていたことを示唆している。

プロヴァンの防備強化をめぐるこうした特徴は、時期に多少の相違があるものの他のシャンパーニュ諸都市にも見られ、そこでは防備強化と都市行政・財政制度の発展との関連がより鮮明に現れている。総じて、国王権力の都市財政への介入を背景に、防備強化を契機とする既存の財政制度の積極財政への転換が明らかとなる。



## 近世史部会

### 報告者

- 1 皆川 卓 (早稲田大学)
- 2 島田 勇 (国学院大学)
- 3 柳澤 伸一 (西南女学院短期大学)
- 4 出村 伸 (日本学術振興会)
- 5 乳原 孝 (近畿大学)
- 6 塚本栄美子 (大阪大学)
- 7 伊東 秀征 (活水女子大学)
- 8 渋谷 聡 (島根大学)

## 1 初期ヴェルテンベルク公領の都市と村に関する一考察 —産業構造の実状を中心に—

皆川 卓

ヴェルテンベルクでは、16-17世紀における初期身分制国家への関与の程度が、都市の大部分を占める管区都市 Amtstadt と村落 Dorf の間で大きく異なり、管区都市の「名望家層 Ehrbarkeit」と呼ばれる上層市民が身分制議会の代議権を独占する一方、村落はその支配下に置かれていたことが、従来のヴェルテンベルク国制史研究によって明らかにされてきた。更にこの事実から、ヴェルテンベルク国制における都市と村落の違いが産業構造にまで類推され、非農業的な「上層ブルジョワジー」の支配、農民の従属という図式さえ語られる傾向があった。しかし16世紀初頭に作成された賦課・所有台帳（「蔵入帳 Lagerbucher」）を用いて個別例を調査してみると、事情はかなり異なっていることがわかる。

まず都市の場合であるが、管区都市ビーティヒハイム Bietigheim の例では、普通同台帳に記載されている職人の職分がほとんど記載されていない一方、農業経営に賦課をかけられている者が圧倒的に多く、農業定住地的な産業構造が強うかがえる。またこの農業経営の規模については、単位ごとに顕著な差が見られ、更にこれら農業経営者の中に、身分制議会の代表権を有していたとされるフォークト Vogt 職を有するものが確認できる。

次に村落の場合であるが、同じ管区にあるクラインインゲルスハイム村 Kleiningersheim の例を見ると、ビーティヒハイムほど農業経営の規模の差が顕著でないこと、定住地規模が遥かに小規模であることを除けば、ビーティヒハイムとほとんど同一の特徴を有していることが分かる。

さらにこの比較を一般化するために、複数の都市及び村落を任意に選抜してその賦課内容を比較すると、テュービンゲン Tübingen の様な大都市や若干の葡萄栽培村落を別とすれば、都市と村落では、その絶対額で圧倒的な差がありこそすれ、現物賦課と貨幣賦課の比には顕著な差がないことが分かる。

以上の比較検討によって、ヴェルテンベルクでは都市と村落の間に産業構造の差異が認められず、単に都市の給付能力が大きいにとどまることが分かる。このことから、定住地

の給付能力が都市として領邦身分を獲得する政治的条件であったことが推定できる。

最後に16世紀初頭の領邦身分を構成する具体的な社会勢力であるが、ビーティヒハイムの場合に見られた、領邦身分を持つ支配的都市住民の職業＝農業という例を他の管区都市で探すと、ペプリンゲン Böblingen、ニルティンゲン Nürtingen など、多くの都市で同様の例を見つけることができる。更に当時の政治史的展開において都市と村落の政治行動を概観しても、都市と村落が後の時代ほど対立的に現れていたという事実は見あたらない。

これらの事実から、16世紀初頭のヴェルテンベルクでは、従来述べられてきたほど都市と村落の対抗関係があったとは想定しにくいのである。

## 2

エラスムス主義のゆくえ  
—16世紀ケルンの事例から—

島田 勇

トレヴァー・ローパーによれば、カトリックとプロテスタントの中間派であるエラスムス主義者たちは、旗幟鮮明にすることを余儀なくされ、カルヴィニズムやイエズス会に所属することになったという。それは、トリエント公会議以降、17世紀にかけてのことだと思われるが、それ以前のエラスムス主義者はどのような行動をとったであろうか。ここでは、ケルン大司教座の神学者ヨハン・グロッパ（1503-1559年）の思想と行動を追ってみたい。彼は、ドイツにおける対抗宗教改革、新旧合同の動き（宗教討論など）に大きく関わっていた。彼の著作とされる『ケルン改革条例』（1536年）、『キリスト教理必携』（1538年）、『レーゲンスブルク・ブック』（1541年）、その他グロッパの手紙類をもとに、それを再構成することを目的とする。この後、グロッパの上司である、ケルン大司教ヘルマン・フォン・ヴィートがプロテスタントに転向し、ケルン大司教領の宗教改革が行なわれたとき（1542-47年）、グロッパはこれに抵抗し、グロッパはイエズス会と接近していくが、これはトレヴァー・ローパーの議論で説明がつくのかどうか、考察してみたい。グロッパは1555年、教皇パウルス4世のもとで枢機卿になる。それ以前にトリエント公会議で、彼の唱える二重義認説は討論に付される。

15世紀末から16世紀初めのスペイン人文主義と16世紀中葉のイタリアの新旧融和派の思想の流れが、対抗宗教改革の源であり、イエズス会が生まれ、トリエント公会議において近代カトリックが誕生するというのが通説であるようだが、それを検討してみたい。トレヴァー・ローパーの言う、「反宗教改革国家」論をも批判してみたい。

### 3 16世紀における旧教派帝国都市の外交政策

柳澤伸一

南ドイツの帝国都市が帝国直属の地位を守るために16世紀に採用した外交政策は、主として、ラント平和団体のシュヴァーベン同盟に結集することと完全な帝国等族資格の獲得を目ざして都市会議と帝国議会の都市部会で共同政策を展開することであった。宗教改革の拡大によって帝国都市が新、旧両派に分裂したことの影響は、20年代後半から顕在化し、30年代にはシュヴァーベン同盟を解体し、共同政策を休止させた。しかし、40年代に入ると、帝国都市は、宗教的対立を抑制しあうことによって共同政策を再生した。共同政策は、1555年のアウクスブルク宗教平和令の体制の下で継続し、16世紀の末にドイツ史が宗教的対立の様相を再び強めても消滅しなかった。

では、帝国都市の外交政策にみられるこの全般的傾向は、旧教派帝国都市のばあいにはどのようにあらわれたであろうか。ユーバーリンゲン市を例に考えてみたい。同市は、シュヴァーベン地方における旧教派帝国都市の雄であり、帝国都市間の宗教的対立が顕在化する20年代後半以降、シュヴァーベン同盟でも都市会議と帝国議会の都市部会でも、旧教支持の立場を頑強にとりつづけた。しかし、旧教派帝国都市の中でも際立っていたその頑なさ、同市を帝国都市の中で孤立させた。同市は、対内的には旧教を堅持しつつ、対外的には、新教派帝国都市に対する宗教的対決姿勢を、共同政策の再生する40年代後半以降緩和し、宗教的対立が再燃した16世紀末になってもいたずらにとらなかつた。

ユーバーリンゲン市の20年代後半から40年代前半までの外交政策を規定したのは、ハプスブルク家との特別な政治的依存関係であった。ハプスブルク家は、ユーバーリンゲン市がシュヴァーベン同盟でも都市会議等でも一貫して旧教と同家の政策を支持したことを評価し、同市が負担する同盟分担金と帝国援助の半額を、他の都市には秘密に、補助したのである。この補助は、帝国都市の中での序列が高く、それだけ大きな同盟分担金と帝国援助を課されながら、農業的経済構造に規定されて財政力が弱かったユーバーリンゲン市にとって、死活的に重要であった。

#### 4 近世オーストリアの「ヘルシャフト」に関する一考察 —ヴァイズテューマーから見た—

出村 伸

広くヴァイズテューマー（以下、Wと省略）と称され収集されてきた法史料群が、きわめて多様な記録を含むことはすでに19世紀以来認識されてきた。それゆえにこそ、その後のW研究が、Wの概念規定や、Wが「土地領主制」的文書であるのか、あるいは「裁判領主制」的文書であるのかといった問題に多くの議論を集中する結果となったことは周知のとおりである。戦後、我が国で中世村落共同体・領主制などの研究にWを利用するようになってからも、彼の地の議論を継承する形で、Wを「裁判領主制」的史料と見做すことを前提する研究と「土地領主制」の上に成立した史料とする見解とが、それぞれ提出されてきた。決着が付いたとは思えない・かかる議論に加えて、近年では、領邦国家形成という国制史的枠組みのなかにWを位置づけることの重要性も指摘されており、社会経済史・国制史研究にとってのWの意義は、いまだ論じ尽くされていないように思われる。

そこで本報告では、高地オーストリア（Österreich ob der Enns）を主たる対象に選び、W集に採録されたテキスト全点のうち7割強が由来したところの16～17世紀を中心に、Wないしタイディングの史料的意義の一端をあらためて検討したいと思う。その際に報告者は、近世オーストリアの社会経済・国制に関するH.ファイグルやTh.ヴィンケルバウアらの成果を援用しつつ、Wを中世末期以来の社会経済・国制構造の展開・再編過程の所産、換言すれば、静態的な法記録ではなくして歴史の特定段階における具体的資料と考えることから論を出発させていきたい。これは、報告者が最終的な目標とするテレジア改革以前期のオーストリア国制史研究、そこにおけるWの（もちろん、諸々の史料類型の一つとしての）利用可能性如何という関心によるものであり、本報告のタイトルにWないしタイディングの語を直接冠することをせず、その領域的枠組みをなした「ヘルシャフト」の方を付した所以でもある。



## 5 エリザベス朝期ロンドンのブライドウェル矯正院

乳原 孝

16世紀中葉のロンドンにおいて設立されるブライドウェル矯正院は、当時市に流入しつつある浮浪民に対処するための施設として企図されたものであったが、残存している「ブライドウェル矯正院法廷記録」の分析は、この施設のより広範囲にわたる活動・機能を明らかにするものであった。発表者はこれまで、『西洋史学』167号（1992年12月）と『史林』77巻5号（1994年9月）の論考において、1570年代末までの「法廷記録」の分析に基づき、この施設の活動を検証してきた。今回の発表においては、時期設定をエリザベス時代とし、当該期ロンドンにおけるこの施設の役割を考察しつつ、同時に当時の民衆世界の一側面を明らかにしたいと思う。

「法廷記録」の分析によって、この施設の活動における通時的変化と一貫性の両面を捉えることができる。例えば浮浪民に関しては、単にその人数の増加だけではなく、対処方法の相違が明らかになってくる。当該期の末期にかけて、無懲罰・非収容の浮浪民が増加するが、この政策転換は施設の財政難にも起因すると思われる。このことは、罰金刑が増加する事実にも端的に表れているであろう。しかしブライドウェルは、エリザベス時代全体を通して、収容者に対する労働政策を放棄しておらず、労働を通しての「矯正」の理念は維持されていたと言える。また、当該期の末期にかけて浮浪民の割合が増加するとはいえ、この施設が主に対処したのは、貧民層の中の様々な「道徳欠如者」であった。従って、ブライドウェルはロンドンの民衆を道徳化していくための都市行政上の機関であったと考えられる。しかし、エリート層による一方的な民衆の道徳化が行われたのではなく、民衆自身にも道徳化を望む動きがあったことを史料は物語っている。

## 6 ブランデンブルク選定侯領における 二つの宗教改革と臣民 —ルター派の定着をめぐる—

塚本 栄美子

近年、H・シリングをはじめとするドイツ近世史家たちは、宗教改革とそれに続く信仰統一化の時代を「社会的規律化の初期的段階である」と位置づけている。しかしながら、その規律化が臣民や社会に対してどのような影響を与えたかについては、いまだに明らかにされていない。そこで、本報告ではブランデンブルク選定侯領を例にとり、この課題に取り組みたい。

ブランデンブルク選定侯領は、信仰統一化の契機として1539年と1613年の二度にわたり選定侯の宗派変更を経験する。しかし、前者のヨアヒム2世によるルター派改宗が、ルター派に基づく宗教改革の領内導入へと展開していったのに対し、後者のヨハン・ジギスムントによるカルヴァン派改宗は、ホーエンツォレルン家と宮廷内の改宗に留まるという相異なる結末を迎えた。この違いに関して、従来の研究では、臣民が一貫してルター派であったため、という説明しかなされてこなかった。そこでは、第一次宗教改革以降50年もの間、為政者側が教会巡察を通じて臣民に施してきた規律化やその影響が考慮される余地などなかったのである。しかしながら、当時の臣民が、ルター派とカトリック、あるいはルター派とカルヴァン派の信条の違いを正しく理解し、しかもその違いに為政者との対立をも辞さないほど固執したとは考えにくく、先の説明はいささか短絡にすぎ、規律化の歴史的な意義を理解する上で障害になっているように思われる。

そこで本報告は、第二次宗教改革に重点を置きながらも、二つの宗教改革に対する臣民の反応を比較、検討し、臣民がそれぞれ何に対して抗議し行動を起こしたのか、あるいは起こさなかったのかを明らかにする。そのうえで、その違いが生じた要因と、二つの宗教改革の間に行われた規律化との関連を考察する。

## 7 平戸イギリス商館における食生活再考

伊 東 秀 征

イギリス東インド会社が1613年に九州北西部の平戸に設置した商館—1623年まで存続したこの商館は、一般には平戸イギリス商館の呼称で知られている—は、従来より研究者の関心を集めてきた。すなわち、戦前においては、ルートウィヒ・リースが先駆的な論考を著し、また、戦後においても、浅田実、武田万里子、西村孝夫、ウィリアム・コー、デレク・マサレラの各氏等が研究を行ってきた。

当然、この分野は相当程度の研究蓄積を有している訳であるが、それにもかかわらず、平戸イギリス商館の構成員—ここでは、商館員のみならず、船員等も含めることにする—の日常生活の実態については、余り研究されてこなかった。とりわけ、彼らの食生活に関する先行研究は皆無に近く<sup>(1)</sup>、従って、この研究史上の空白を些かなりとも埋めることが本報告の主たる狙いであるといえる。具体的には、『ジョン・セーリス日本渡航記』<sup>(2)</sup>や『リチャード・コックス日記』<sup>(3)</sup>といった各種史料を手掛りとして、初めに、「イギリス人は平戸で何を食べて何を飲んでいたか」という最も基本的な問題を検討した上で、次に、それに付随する食器や食事回数等にまで考察の範囲を拡大する予定である。

- (1) 伊東秀征「『セーリス日本渡航記』から見た平戸イギリス商館員の食生活」『世界史説苑』東京法令出版、1994年。
- (2) E. M. Satow ed., *The Voyage of Captain John Saris to Japan, 1613*, London, 1990.
- (3) The Historiographical Institute, the University of Tokyo ed., *Diary Kept by the Head of the English Factory in Japan*, 3 vols, Tokyo, 1978-80.

## 8 近世ドイツ帝国国制論 —永久帝国議会の成立(1663年)と国制史上の位置づけをめぐって—

渋谷 聡

19世紀的歴史観においては、ドイツの国民的ないしは国家的無秩序の象徴とみなされて、一顧だにされなかった、近世ドイツの帝国国制(神聖ローマ帝国)は、第二次世界大戦後のヨーロッパ統合への動きとも相俟って、とりわけ1960年代以降のドイツ国制史研究によって、今日のドイツの連邦制の先駆的存在として、注目を集めている。

このような欧米学界の動向は、わが国の近世ドイツ史研究においても受容され、一定の定着を見るにいたっている。すなわち、1555年のアウクスブルク帝国議会により議決された、帝国執行令により、帝国等族の統治権が保障され、連邦的体制の出発点が確立されたこと。さらには、村上淳一氏による帝国裁判所に関する画期的な研究がつとに明らかにしたような、ドイツの諸領邦に対する、帝国国制による司法権の優越的な行使。以上の論点によって、わが国学界の、近世ドイツに対する、一律的に否定的なイメージは、修正を余儀なくされているといえよう。

しかしながら、近世ドイツ史のみならず、近世ヨーロッパ史上の転換点とみなされている、周知のウェストファリア講和条約およびその結果として成立した永久帝国議会の位置づけについては、十分に正確な認識がえられているとは思われない。多くの啓蒙書は、この講和条約において帝国諸侯への「完全な」国家主権が保障され、帝国国制の「有名無実化」が決定的なものになったことを、指摘している。確かにこうした指摘は、この講和条約のもつ位置づけの一面を明らかにしている。だとすれば、17世紀後半以降の無秩序なドイツと19世紀以降のドイツにおける連邦主義ないしは分邦主義との間の連関を、私達はいかにして理解すればよいのだろうか。

本報告は、以上の問題関心に基づき、永久帝国議会に関する、A・シンドリングの研究(1991年)によりながら、その成立と国制史上の位置づけを探ることにより、17世紀後半以降の帝国国制に対する見通しをたてることを、目指すものである。

## 近代史部会 1

### 報告者

- 1 土井 美德 (早稲田大学)
- 2 川瀬 進 (徳山大学)
- 3 栗田 和典 (東海学園大学)
- 4 長谷川貴彦 (東京大学)
- 5 山本 崇人 (関西学院大学)

## 1 英国基本法の再解釈とコモン・ライトとしての選挙権

土井美徳

1620年代に入って以降、選挙においてコンテストとなるケースが急激に増加してきていたが、その際、「選挙権が何であるのか」、「誰が選挙人となるのか」について依拠すべき先例や規定のないことが多かった。この「曖昧さ」は、選挙権が拡大されていく上で、非常に重要な要因であった。当時、都市の選挙では、国王および「宮廷」派の有力な貴族が選挙で影響力を行使して不当に介入するという状況があったが、これに対して、「地方」のジェントリは、選挙権者の拡大を通じて、この「宮廷」派の影響力を阻止しようとした。その際、選挙権資格が曖昧であるという状況は、彼らにとって非常に好都合であった。「解釈」を通じて、選挙権資格を拡大していくことが可能な状況にあったのである。

こうした状況下のゆえに、選挙が行われるたびにしばしばそれをめぐって係争が惹き起こされていたが、当時この係争を取り扱っていたのが、下院の特権委員会であった。この時期の委員会には、個々の係争ごとに裁決を下すという形式を越えて、それら個々の裁決の基礎となる「一般的原則」を構築しようとする試みが見られる。その際に根拠として提起されたのが、「あらゆる記憶を越えた不変の慣習」という当時のコモン・ローの精神であった。この慣習を根拠として、選挙権は、「コモン・ライト」として、「世帯主」ないし「住民一般」へと広く拡大されていくことになる。

本報告では、選挙権問題をめぐってなされた当時の解釈に関して、政治状況の文脈と関係づけつつ、その特質を検討していく。



## 2

## 航海条例とアイルランド

川 瀬 進

17世紀後期イングランドとアイルランドとの関係を最悪状態に陥らせたのは、イングランド議会の裏切り行為である。すなわち、カトリック教徒であるアイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人とかわした1691年のリメリック条約の批准を、イングランド議会が一方的に、1692年のウェストミンスター議会で拒否したからである。アイルランド原住民およびアングロ・アイリッシュ人は、この1691年のリメリック条約で、カトリック教の信仰の自由および身分保証とが約束されると思い、いままで反イングランド感情のもと戦い続けていた軍隊を、解散させていた。この時点でアイルランド原住民は、武器を持たないただの農民になっていた。さらにそれに拍車をかけたのが、1695年にダブリンのアイルランド議会で可決されたカトリック刑罰法と、イングランド政府が施行した1696年の航海条例とであった。これらによってアイルランド原住民は、二度と立ち直れない貧農へと落ちていった。

1696年の航海条例は、イングランドがアイルランドを支配、いかえるとアイルランドを完全に植民地化させることを前提として施行された法律であった。そこでこの条文の中に、イングランドと同様に取り扱われているところは、すべてイングランドの支配下にあるアイルランドを指している。またイングランド貿易から多大な恩恵を受けているアイルランド人とは、アイルランドに居住するイングランド人だけのことである。

アイルランド人といえば、当然アイルランド原住民をも含められなければならない。だが、一般の航海条例においてはそうではなく、アイルランド原住民は全く無視され、かえってこれらの条例によって、貧農への途をたどらされることになった。

要するに、1696年の航海条例は、一連の航海条例によるアイルランド原住民の脱法（密輸）を、より厳しく取り締まるために施行された法律であり、またアイルランドの植民地化をより容易にやり確実に推し進めた法律でもあった。

### 3 統治しがたき囚人たち —1720、30年代のロンドン・フリート監獄をめぐる係争—

栗田和典

従来18世紀イングランドの監獄や囚人については、「モラルの改革が真剣に必要な腐敗した世界」、「屈従する犠牲者」または「卑しく破廉恥な輩」とされてきた。そのおもな史料は、18・19世紀の交の刑罰制度改革期の調査—たとえば、邦訳もあるハワード（John Howard, 1726-90）『監獄の現状』（初版1777年）—であった。したがって従来の研究における監獄像、囚人観は、どちらかといえば改革者の視点で描かれたものである。本報告では、べつのアプローチ、ジョアナ・イニスが論文集『統治しがたき人びと』（1980年）で指摘したような、囚人じしんの視点から、監獄を実際に機能している社会環境としてとらえることを試みたい。

ロンドンのフリート債務者監獄（the Fleet Prison）では、1720年代はじめからほぼ7年間にわたり、典獄（warden）以下の監獄役人と債務者囚人の一部とのあいだで、後者の支払う手数料をめぐる係争が発生した。その7年間には同監獄を監督する法廷＝民訴法廷（the Court of Common Pleas）をかいして、両者のあいだでともに先例や慣行を引用する請願、応答が行なわれた。そこからは、18世紀固有の監獄のなりたち（手数料支払いにもとづく互酬的關係）、フリート監獄囚人がもっていた正統性（日々の監獄運営にたいして関与する権利）とその根拠が垣間みえる。さらに、係争につづいて実施された、オウグルソープ（James Edward Oglethorpe, 1696-1785）を委員長とする庶民院委員会の、民訴法廷主席判事エア（Robert Eyre, 1666-1735）にたいする不正究明秘密調査（1730年）からは、統治のエリートを翻弄するような囚人の証言もうかびあがってくる。報告では、債務者囚人の職業・社会層分類の検討もふまえて、債務者囚人という存在、監獄という機構をことにそくしてあきらかにしたい。

#### 4 バーミンガム総合病院 1765－1800年 —イギリス産業革命期の都市政治文化—

長谷川 貴 彦

本報告は、「バーミンガム総合病院」(The General Hospital near Birmingham)の設立とその初期的展開に焦点を当て、18世紀後半イギリスにおけるミドルクラスの形成過程を分析しようと試みるものである。このような問題のたて方は、やや奇異の感を与えるかもしれない。というのも、イギリスにおけるミドルクラスの成立を問題にするなら、1785年にバーミンガムやマンチェスタの商工業者を中心に設立された「全英商工会議所」など産業ブルジョアジーの勃興を告げる歴史的事象には、枚挙に暇がないほどである。しかも、何故に「バーミンガム総合病院」という、従来ならば医療史のエピソード的存在でしかなかった対象を殊更に取り上げて問題としようとするのか。それは、イギリスにおけるミドルクラスの形成が、複雑な複線的軌道のうえに存在しており、経済構造のみならずイギリス固有の政治社会構造に規定されつつ行なわれたことに注目しなければならないからである。その際、都市ミドルクラスの自発的団体結社活動の一環として、また福音主義的パターンリズム・啓蒙主義科学などを重商主義的富国強兵政策のイデオロギーが統合する形で成立してくる「任意寄付制病院」(voluntary hospital)は、イギリス的特殊性を集中的に表現したものであり、考察の格好の事例を提供するものと考えられる。「バーミンガム総合病院」は、こうした任意寄付制病院のひとつとして、1765年に設立に向け地主名望家・産業資本家・銀行家・聖職者・医師らによって運動が開始され、1779年に実際に患者を受け入れ始める。そこで、「バーミンガム総合病院」の規則や議事録から内部の組織原理・イデオロギー構造をまず明らかにし、それが地域社会において既存の政治社会構造に与えたインパクト、いかえれば、「市民的公共圏」の成立や階級関係の再編に与えた影響を追いながら、18世紀末イギリスにおけるミドルクラスの具体的存在形態を明らかにしたいと思う。

## 5 1850年代末英国国会における陸軍問題審議 —シヴィリアン・コントロールの成文化を中心に—

山本 崇人

ナポレオン戦争終結後の19世紀前半、英国では、軍事とりわけ陸軍に関する問題が、国会審議その他の国政を論ずる場において必ずしも重要視されない、という現象が生じた。英国国民の注意を国家の軍事機構に引くだけの戦争がなく、また陸軍将校層が貴族・ジェントルマン層に独占され、軍人と文民との対立が明確に認識されなかったためである。

1854年に英国の参加したクリミア戦争は、英国陸軍の機構としての無力・不効率性を暴露し、またそれは、門閥支配の弊害の顕現として改めて国会内外の批判を呼んだ。そして、ともかくも専門的技術組織としての陸軍の機能を高めるための急激な陸軍改革が国会で要求され、新たに成立したパーマストン内閣により実施された。その結果、陸軍中央組織は収斂・整備されたが、同時に英国は、一般の文民から切り離され、独自の目的を追求する専門官僚集団としての陸軍をも擁することになった。君主直属の陸軍総司令官を長に戴き、その平常の業務処理には内閣・議会も手を出せない官衙、陸軍総司令官府が、その中心であった。此処に至って、英国はシヴィリアン・コントロールの必要を認識する。

クリミア戦争後、衆目を引くような大きな官制の整備も見られず、セポイの反乱など植民地戦争に忙殺されているように見えながら、英国国会は、文民がどのようにその機能を損なうことなく陸軍を統制する方法を地道に模索した。そして1858年、陸軍総司令官府を含む全陸軍を陸軍大臣統制下に置く旨を遂に決議した。以後、この決議を根拠として、英国は、やがて諸国に模倣されるシヴィリアン・コントロールを形成して行くことになる。

## 近代史部会 2

### 報告者

- 1 真鍋 周三 (神戸商科大学)
- 2 鈴木 茂 (東京外国語大学)
- 3 福本 保信 (西南学院大学)
- 4 山内 恵 (東京外国語大学)
- 5 小野 直子 (同志社大学)

## 1 植民地時代中期クスコ地域の社会経済的趨勢 —諸階層の動向とフォラスターロ—

真 鍋 周 三

中央アンデス南部高地（＝シエラ南部）に位置したクスコ司教区（Obispado del Cuzco）は、16世紀からポトシ銀山とワンカベリカ水銀鉱山—1570年代初期、水銀アマルガム法がポトシの銀の精錬に適用されることになり、以後、ワンカベリカ産の水銀が大量にポトシに供給されるに至った—のミタ（mita、賦役）を担ってきた。

一方、クスコ司教区の中心であったクスコ市は、リマとポトシを結ぶ動脈である幹線道（Camino Real）の中継点に位置し、西方のアレキパ市や太平洋沿岸の諸港とも交易面で結びついていた。ポトシをはじめアルトペルー市場への物資供給を支えるシエラ南部の商業・輸送業の一大拠点であり、農畜産物や織物などの集散地にして自ら内外産品を吸収する大市場だった。クスコ市はまた白人が邸宅を構え、文化的な生活を送る場所であり、そこには多くの白人が集中していた。

17世紀末にクスコ司教区では原住民人口のおよそ45%（1690年）がフォラスターロ（forastero、共同体を離脱した浮浪の原住民）となっていたことに注目したい。こうした事態を招くに至った植民地支配の構造とは、どのようなものであったのだろうか。これまでのペルー植民地史研究では、原住民の移動や移住の問題、つまりフォラスターロ問題に関心が注がれることはほとんどなかった。このことは、17世紀史自体がこれまであまり問題とされてこなかった、いわば空白の分野であったこととも深く関係している。17世紀は、16世紀の「征服」と18世紀の「輝かしきブルボン改革」との間の、「とるに足らない単調な時期」として放置されてきたように思われる。

本報告は、クスコ市を中心にクスコ司教区を対象として、征服から約一世紀を経過した17世紀から18世紀初期にかけての新大陸植民地における社会経済的趨勢を明らかにするものである。先ずもって、原住民の支配機構について必要最小限に述べた後、諸階層の動向を三つの社会階層に分けて検討し、フォラスターロ問題にアプローチする。こうした作業が17世紀の「空白」を若干なりとも埋めることになり、ひいては18世紀以降のアンデス地域史の展望に寄与することになれば幸いである。



## 2 19世紀後半ブラジルにおけるアジア系移民導入問題

鈴木 茂

ブラジルの19世紀後半は、1850年9月に相前後して制定された二つの法律、奴隷貿易禁止法（4日）といわゆる土地法（18日）とともに幕を開けた。両者はアフリカからの黒人奴隷の輸入禁止の実効をあげる一方、公有地の無償払い下げを廃止することによって移民による土地の取得を困難にし、奴隷貿易禁止が引き起こすと懸念された労働力不足に対処しようとする、輸出向け農業の根幹に関わる労働力問題の表と裏を表していた。これ以降、奴隷制廃止と黒人奴隷に替わる新たな農業労働力の調達、差し迫った国家的問題として議論されるようになる。

しかし、ここで注意すべきは、これらの問題がしばしば単なる「労働力の調達手段」をめぐる論争を越えて、ブラジル社会の「文明化」や「進歩」の文脈の中で語られ、「文明国」たるに相応しい新たな「国民」をいかにして形成するかという目的意識に支えられていたことである。そこでは、黒人奴隷に替わる労働力として具体的に議論に上ったヨーロッパやアジアからの移民、解放民、インディオ等も、純粹に農業労働力としての可能性ばかりではなく、「文明」から「野蛮」にいたる尺度で計られ、「文明的国民の創出」に対して如何なる貢献、あるいは障害をもたらすかという観点から論じられた。

本報告では、そうした議論の中でしばしば登場したアジア系移民、とくに1870年代末から1890年代初めにかけての中国人移民導入の是非をめぐる論争を取り上げる。19世紀中にブラジルに導入されたアジア系移民は一千人にも満たなかったが、実現されたヨーロッパ系移民誘致の対極をなす選択肢として、この時期のブラジル移民政策や「国民」像に潜む人種観、民族観を検討する格好の素材となろう。実際、1880年、ブラジルが中国（清）との国交を開く最大の動機は、移民誘致の可能性にあった。

### 3 黒人奴隷のキリスト教改宗 —初期アメリカ植民地における—

福本保信

1668年ヴァージニア植民地で『洗礼は受けても奴隷は奴隷身分から解放されない法』（Act Declaring That Baptism of Slaves Does not Exempt Them from Bondage）が制定され、1715年メリーランド植民地で『召使と奴隷に関する法』（Act Relating to Servants and Slaves）が制定されるまでの約半世紀間に「たとえ黒人奴隷はキリスト教に改宗しても自由人にはなりえない」という原理が確立した。

この人種差別原理形成に関して代表的な黒人史家（例えば John Hope Franklin、William Z. Foster、Kenneth M. Stampp など）の見解は、当時の植民地の経済構造から、この原理が生まれ制度化したという点ではほぼ一致している。だが、このような説に疑問がある。何故なら所与の時期、植民地経済の中心は煙草生産であって綿花生産ではない。通説は百数十年後の綿花時代の観点から煙草時代を眺めている節がある。繊細な神経と複雑な手作業を必要とする煙草生産には契約召使制度（indentured servitude）が整合するのであって奴隷制度は整合しないのではないか。

Winthrop D. Jordan は上記のような経済構造論よりも人種論（racism）を強調している。彼の見解の骨子は、プランター＝支配階層は異邦人・異教徒のキリスト教改宗をキリストを信じる者にするというよりはイギリス人のような文明人に類似させる過程と眺めたが、この理念は多数の契約召使を巻き込むベーコンの反乱（Bacon's Rebellion, 1676）に遭遇して破綻し、下層白人と黒人の融合（混血を含む）による新階級出現を危惧し、過酷な取締まり法を制定したということになる。つまり彼の見解の骨子はプランター＝支配階層が人種戦争⇒社会秩序の混乱を阻止する手段として冒頭の法律を制定したということになる。

だが私は Jordan の見解に疑問を持つ。何故なら黒人奴隷はキリスト教改宗による自由人化を拒否されながらも積極的に改宗を求めた。たんに人種論だけではすさまじい改宗現象が解明できないのではないか。私は改宗エネルギーは労働市場の内部構造にあるのではないかと思う。改宗した無期限契約召使（奴隷）は必ずしも期限付き契約召使と較べて不利ではなく、彼らには「新入り強制労働者」を訓練する体制補完的な下士官的役割を課せら

れ、「新入り強制労働者」よりも制度的に優越感を付与されたのではないか。

だが、黒人の解放されないという条件付きのキリスト教改宗は、その後の奴隷制形成に法的根拠を与えると同時に、奴隷に「本来キリスト教徒は神の前では平等ではないのか」という抵抗の理念をも与えることとなり、黒人の自意識向上に伴って体制破壊という両刃の剣的効用を発揮することにもなる。本発表はこのような危険性を内包する黒人奴隷のキリスト教改宗問題を労働市場構造と関連して検討するものである。

#### 4 シャーロット・パーキンズ・ギルマンに おけるユートピアの家族像

山内 恵

「近代家族」は終焉したのか、あるいはそうでないのか。近代という時代の中での家族の変容とその解体は今日様々な人々によって声高に叫ばれている。「近代家族」は近代という時代の中で形成されていった家族の制度であり、それ以前の西欧文化の中に見られないくつの特徴を持つものである。その中で特に顕著な特徴は、結婚が男女の強い愛情と信頼関係に基づくものであること、性役割分業－「男は仕事」「女は家庭」－を確立させたこと、の二つである。19世紀から20世紀初頭のアメリカで産業資本主義の急速な発達によって社会や経済が変化していく中で、このような特徴を持つ「近代家族」もまた変貌をとげていくことになる。

そこで本報告においては、世紀転換期に生きた一人の女性解放思想家－シャーロット・パーキンズ・ギルマン－が描く「ユートピアの家族像」から、近代における家族の意味を考えてみたい。ギルマンが1898年に発表した著書『女性と経済』は、日本語を含む7ヶ国語に翻訳され、そのテーマ「女性の経済的自立」は当時の多くの読者をひきつけたのである。ギルマンの女性解放思想の独創性は、女性解放運動が法的平等を求める婦人参政権獲得を中心に展開される中であって、女性抑圧の根源を家族制度、つまり近代がつくりあげた家族という社会の構造に批判の目を向け、女性は「家族の奉仕者」であるよりも「社会の奉仕者」として仕事を持つべきと説いたことにある。こうしたギルマンの家族観を最も良く映しだしたものが、ギルマンが一人で執筆し発行した雑誌『ファアランナー』の中の3つのユートピア小説－『山を動かす』、『ハーランド』、『我らの国で彼女と共に』－である。これらの「ユートピアの家族像」によってギルマンは必ずしも「近代家族」の終焉を示唆しようとしたのではなかったが、近代における家族制度の中での男女の自立した愛情関係を模索したのである。

## 5 アメリカ医学界における「胎児の発見」 —中絶論争における胎児観の変化—

小野直子

1980年代のアメリカにおいて最大の政治問題のひとつとして議論されたのが、人工妊娠中絶の問題であったが、中絶問題が論争されたのはこの時が初めてではなく、19世紀半ばにも中絶をめぐる論争が行われた。

19世紀半ばまでは、妊娠初期の胎児は人間とは見なされず、妊娠した女性が胎動を感じる段階以前の中絶はかなり自由に行われていた。しかし、19世紀になって中産階級の既婚女性の間の中絶が急激に広がると、主に医師による中絶反対運動が繰り広げられた。その結果、19世紀後半までにはほとんどすべての州で中絶を制限する法律が制定された。当時中絶は非常に危険なものであったことから、中絶規制法は本質的には女性の健康や生命を保護するために制定されたのであった。

しかし、中絶が非合法になったことで即ち現実にも行われなくなったわけではなく、非合法のまま闇の中絶は行われ続けた。設備・技術の保証のない非合法中絶の死亡率は合法中絶の場合の二倍以上にもなった。非合法中絶が原因の死亡・疾病の実態が統計的に把握されるようになるにつれて、中絶の合法化を求める声が高まった。そして1973年の「ロー対ウェード」判決において中絶は個人の権利として合法化されたが、この判決が火付け役となって中絶をめぐる賛否の対立は激化した。1980年代の中絶論争においては胎児は紛れもなく人間となり、母体はただ生活の場を提供しているだけの存在となった。こうした変化は、一体何故起こったのであろうか。

1930年代以前、医師は誕生時の子供の状態に相対的に無関心であった。18世紀以来、産科の技術革新の目的は母親を救うことであった。1920年代後半から1930年代前半にかけて、分娩中子供の生命を救おうという傾向が生じた。胎児は1930年代にかけて「発見」されたのである。

本発表は、中絶が技術的・医学的問題から、道徳的に重要な政治的問題となった原因の一要因として、胎児観の変化に注目しようとするものである。

## 近代史部会 3

### 報告者

- 1 藤田 苑子 (北海学園大学)
- 2 松嵜 明男 (東京大学)
- 3 佐保 吉一 (北海道東海大学)
- 4 小田 順子 (立教大学)

## 1 18世紀後半フランスにおける老齡期の「発見」

藤 田 苑 子

アリエスにならって、子供と同じく、老人および老齡期もまた「発見」された存在だといえるのだろうか。

ルイ14世期の文学においては、老人は“barbon”（おいぼれ）と呼ばれ、「吝嗇」、「しみつたれ」、「好色」な存在として扱われていた。処世学や宗教関係の本は、年老いたら早々に引退し、悔い改めて死に備えるべしとおしえていた。しかし、18世紀なかばから、老人は、「感じのよい人」、「知恵と経験を持ち、それを次代に伝える人」として描かれるようになる。革命期には、後者の老人像が積極的に利用され、若い世代に対する教育者・模範として各種の祭りで顕彰される。

人口上のなんらかの変化が、このような老人観の変化をともなったのだろうか。フランスの人口全体に対する60歳以上の人口の比率は、1740年から1800年にかけてつねに8%台であり、この比率が9%をコンスタントに越え10%に近づくのは1820年以後である。しかし、対象を都市に限定すると事情は異なり、老人の比率はより高い。またその傾向は社会の上層にとりわけはっきりみとめられる。

報告者は、都市小教区（レンヌのサン・ジェルマン）と農村小教区（ベトン）について、1740年代と1780年代の成人死亡年齢（23歳以上）を調査した。その結果、両小教区において、18世期の後半には、人々は以前より長生きしたといえそうである。死亡年齢の男女差は都市では明白である。さらに、埋葬記事中の年齢の記載の仕方をみると、年齢の正確さに対する意識の変化がうかがわれる。

人口における老人の比率がはっきり上昇するのが19世紀20年代以降であるとしても、その傾向は、部分的には、とくに都市においては、18世紀後半に始まっていたのではないだろうか。さらに、老齡人口が農村よりも都市で、社会の上層で、より増加したのだとすれば、彼らの存在が18世紀後半の老人像の変化をうながしたのだと考えることもできる。



## 2 1801年のコンコルダに関するボナパルトと 教皇庁の交渉

松 嶋 明 男

1799年11月、ブリュメール18日のクーデタで政権を奪取した第一統領ボナパルトは、安定した体制を確立することを目指した。共和第八年憲法の制定により、国内で中央集権の確立に着手した第一統領は、対外関係では対仏大同盟を打ち破り、ヨーロッパにフランス主導の平和をもたらした。残された未解決の問題の中で最大のものが、革命中の非カトリック化を原因とする、フランス国内の宗教対立であった。

第二次イタリア遠征中の1800年6月、第一統領は教皇庁に対して和解の申し出を行なった。その和解を具体化するための手段こそ、カトリック世界において宗教問題解決のために主権国家と教皇庁の間で結ばれる条約である、コンコルダ（政教条約）の締結であった。教皇ピウス7世はこの申し出を受け入れ、1800年11月にパリで交渉が開始された。

本発表では、1801年のフランス統領政府と教皇庁のコンコルダ交渉過程を、交渉当事者の報告書等の外国文書の分析により、明らかにすることを第一の目標とする。外交交渉の結果は、外交官の資質と外交の作法で左右されるのが一般的だとも言えるが、このコンコルダ交渉も例外ではない。コンコルダの交渉過程を、交渉の担い手の交替によりいくつかの時期に分けることで、フランスとカトリック教会の関係を定めることを軸にした交渉上の争点の変遷と、タレーランなど交渉の進展に影響を与えた人物の役割を明確にする。

交渉開始から1801年7月の調印までの交渉で、教皇庁はフランスから一定の成果を獲得して、コンコルダは締結された。しかし、コンコルダはその後で、1804年4月に発表されるまでに、その性格を大きく変えている。フランス政府が、調印後に教皇庁の交渉担当者となった教皇特派大使から、大幅な譲歩を引き出したためである。コンコルダの内容は、フランスと教皇庁の力関係だけで定められたのではなかったのである。

### 3 デンマーク1820年のJ. J. DAMPE事件

佐 保 吉 一

ナポレオン戦争に際してフランス側に加担したデンマークは敗戦国となった上に430余年間に渡って同君連合の關係にあったノルウェーをスウェーデンに割譲させられるなど、多大な損失を被った。さらに戦後、英国の穀物法成立の影響を受けて穀物輸出が振るわずいわゆる「農業危機」を経験し、その上商工業も戦後不況のため危機的状況に陥り、その国力は急速に低下した。当時のデンマークは政治的には1661年以来の絶対王政が続き、国王フレデリック6世（在位1808-39）は議会も存在しない中、枢密院からの助言をうけながら国政を担っていた。その彼は皇太子時代、事実上の元首として、土地緊縛制廃止など一連の啓蒙主義的改革を断行してきたが、ウィーン会議後は次第に保守的な傾向を帯び始めていた。

さて、ナポレオン戦争後の北欧における政治的状況を見てみると、スウェーデンでは既に1809年に国王カール13世の即位と共に王権に制限を加えた新憲法が制定され、立憲君主政が成立していた。また、ノルウェーでは1814年に三権分立を基本として王権をも一部制限しているアイスヴォル憲法が制定されていた。このような時代状況のなか、今回の報告で取り上げるダンペ J. J. Dampe 事件がデンマークで発生したのである。このダンペ事件とは、神学博士で説教者、学校経営者でもあったダンペ Dr. J. J. Dampe（1790-1867）が、1820年、代議制に基づく自由主義憲法導入を目的とした秘密団体 Jernring を設立したという密告により逮捕、投獄されたという事件である。彼はその後、絶対王政に対抗する革命を企てたとして、死刑を宣告されたが後に終身刑に減刑され、約20年後の1841年には恩赦を受けて出獄した。

デンマークにおいてこの事件に関する本格的な研究は J. C. Johansen ‘Dr. J. J. Dampe og Attentater paa enevælde i 1820’（“Dansk Historisk Tidsskrift” 6.r.V,1894-95）が唯一である。今回の報告では、何故ダンペがそのような事件を引き起こしたのかということをも彼の回顧録をもとに考察し、19世紀のデンマーク史のなかでこの事件を位置づけるとともに、この事件を通して明らかになった当時のデンマーク絶対王政についても考えてみたい。

#### 4 ゲーリック・リーグ海外支部の活動 —世紀転換期アイルランドへの影響—

小 田 順 子

19世紀末のアイルランドでは、伝統文化の復興運動、いわゆるゲーリック・リヴァイヴァル・ムーヴメントの勃興がみられた。日常会話におけるゲール語の復興を目的として1893年に設立されたゲーリック・リーグは、いわばこの運動の主たる担い手であり、世紀転換期にいたる頃には、アイルランド内のみならず、海外にいたるまでその支部を持っていたうえ、参加者の出身階層も比較的多岐にわたっていた。

本報告では、主にアイルランド人移民によって担われていた、リーグの海外支部の活動に着目する。リーグの海外支部は世紀転換期を過ぎる頃までに、グレート・ブリテン島内をはじめ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、アルゼンチンなどに存在していた。特にアメリカでは、本国のリーグ設立以前から、同様のゲーリック・リヴァイヴァル・ムーヴメントが起こっており、1898年にはゲーリック・リーグ・オヴ・アメリカの成立をみるなど、かなり盛んな活動が行われていた。

本国リーグにとってのアメリカの重要性は、主に資金面にあったと考えられる。アメリカにいるアイルランド人たちは積極的にファンドを集め、本国リーグの活動に多大な貢献をしていたのである。また、海外支部の活動によって運動が世界的に広がっているという印象を周囲に与えられることが、運動の展開にとって有利に働くという点も、本国リーグにとって魅力のある点であったと考えられる。

ここで、本国リーグの思惑とは別に、ゲーリック・リーグ・オヴ・アメリカの活動が、本国アイルランドに与えた影響を考えると、それは、アイルランドの社会変化、さらにアイルランド・ナショナリズムの上にも少なからず見受けられる。いうなれば、ゲーリック・リヴァイヴァル・ムーヴメントがアイルランド・ナショナリズムに与えた影響を評価する上で、このアメリカにおける活動を検証することは、欠かすことのできない要素であるといえよう。

## 近代史部会 4

### 報告者

- 1 丹後 杏一 (九州女子大学)
- 2 佐々木洋子 (青山学院大学)
- 3 西山 暁義 (東京大学)
- 4 田中ひかる (一橋大学)
- 5 ロルフ・ハラルド・ヴィッピヒ  
(ROLF-HARALD WIPPICH)  
(上智大学)

# 1 ヨーゼフ主義的ナショナリズムの性格と その歴史的推移 —ゾンネンフェルスの「祖国愛」をめぐって— 丹 後 杏 一

ハプスブルク帝国におけるナショナリズムと言えば、従来の研究では、この多民族的複合国家での非ドイツ系諸民族の自立・解放運動、そして、それに伴う帝国の分裂と解体の歴史として扱われるか、あるいは、逆に、後のナチズムや反ユダヤ主義にもつながるドイツ民族主義の傾向が問題にされるかのいずれかであったようにうかがわれる。これに対し、本報告では、それらとは全く異なった視角からオーストリア・ナショナリズムの問題への追究を進める。すなわち、18世紀後半の啓蒙絶対主義の体制下で、いわゆるヨーゼフ主義（Josephinismus）的改革の背後にあって最大のブレーンたるの役割を演じたと思われるゾンネンフェルスの思想・言説を主要な素材とし、この時期に醸成されたオーストリア的国民意識、あるいはハプスブルクの全体国家意識の性格と特質、そしてそれが19世紀の歴史的経過の中で挫折するにいたる過程をおおづかみにえがいてみることにする。

改宗ユダヤ人出身の学者・官僚としてマリア＝テレジアからヨーゼフ2世、レオポルト2世へといたる三代の君主に仕え、次のフランツ2世の反動期にもある程度の政治的影響力を保持したゾンネンフェルス J. v. Sonnenfels (1733-1817) という人物の特異な思想や言動は、最近になってようやく研究者の関心をひきつけつつあるように看取される。カン R. A. Kann やワングエルマン E. Wangermann のほかライナルター H. Reinalter らより若い世代の研究者によっても、かつての単なる「最後のカメラリスト」的な見方を超えるあらたな角度からの見直しが進められようとしている。が、ここでは、そのようなゾンネンフェルスの全体像を問題にするのではなく、かれが1771年に発表した論文『祖国への愛について』 Ueber die Liebe des Vaterlandes を取り上げて論評を行なうことを中心に、その他の要素をも絡ませながら、当時のヨーゼフ主義者によって構想・意図されたオーストリア的国民意識や愛国心の性格につき若干の考察を試みたいと思う。

## 2 オーストリア＝ハンガリーのトリエステ鉄道建設計画 —ルドルフ皇太子鉄道および南鉄道の分析から—

佐々木 洋 子

オーストリア＝ハンガリー二重帝国は1867年に二重制が成立する以前から、北西に国境を接するドイツとの確執を避け、南への経済発展を模索していた。そこで王国唯一の海港であるトリエステが、国外市場獲得・貿易振興の窓口として注目された。19世紀前半にヨーロッパ各国に続いて王国内でも鉄道建設が始められると、ウィーンとトリエステとを結ぶいくつかの鉄道建設計画が立てられる。王国を東西に走るエリーザベト皇妃鉄道から南へ分岐するルドルフ皇太子鉄道も、その候補であった。この鉄道は1869年にリュブリャナまでの幹線が開通する。当初沿線の鉄工業振興への期待がかけられていたものの、建設現場では鉄道会社と沿線住民の対立が絶えなかった。「この鉄道は帝国の道である」との帝国の論理が、沿線住民の個人と地域共同体の利害を犠牲にしたのである。同社は経営難から1884年国有鉄道に吸収・合併される。その名は1854年法に始まった王国の私有鉄道の時代の泡沫と消えたのであった。これに対し、南鉄道は当初からウィーン＝トリエステを結ぶ鉄道として、すでに1838年に建設が許可される。建設はセメリング峠越えなど技術上の困難を伴い、全線開通したのは57年だった。しかし予想外に経営、輸送手段、労務管理などの面で様々な問題を抱え、この鉄道も、トリエステ港が北ドイツ諸港やベネチアとの競争に勝つための手段とはなり得なかったのである。ただし、1878年のボスニア＝ヘルツェゴヴィナ占領によって、両州をウィーンと結ぶ可能性が新たに議論される。以上の分析を通して、両州併合以前の王国が対プロイセン戦争、アウスグライヒを経て経済発展の方向を南へ規定していった過程を論じる。併合が軍事・外交政策だけの結果ではなく、こうした国内のインフラストラクチャーと経済発展の事情を色濃く反映していたものであることを明らかにしたい。



### 3 ドイツ化・近代化・世俗化 —併合初期アルザス・ロレーヌ初等教育政策（1871-1879）—

西 山 暁 義

「フランス万歳！」と言いのこしアルザスを立ち去るアメル先生と、とどまるフランツ少年。フランス・ナショナリズムの立場から小品「最後の授業」を書いたアルフォンス・ドーデは、そこで筆を措いている。しかしその後、ドイツ政府はいったいこの征服した地アルザス（エルザス）、そしてロレーヌ（ロートリンゲン）の学校システムをどのように変えたのであろうか。それが今回の私の報告の出発点である。

この問題はこれまで専ら言語的観点からのみ考えられてきた。しかしながら、ことはそれほど単純ではない。まず第一に、ドイツ政府はフランス期には実現しなかった義務教育制を、この地にはじめて導入した。もちろんそれは政府が、それまである程度進行していた住民の「フランス化」をくい止め、逆に「ドイツ化」する機能を学校に託していたことを示すとともに、他方では教育の近代化でもあった。また本報告が扱う時期（1871-1879年）は、いわゆる「文化闘争」の時期にあたり、政教関係の緊張期において、学校の指導・監督はその主戦場の一つであった。併合初期のアルザス・ロレーヌの教育、とくに初等教育は、このように複合的な問題性をはらんでいた。

こうした観点から、本報告はドイツ政府の初等教育の実際を、上に掲げた三つの概念を用いつつ分析しようと試みるものである。さらにそれが同時期におけるアルザス・ロレーヌのドイツ帝国への政治統合に際して、どのような意味を持っていたのかについても明らかにしたいと考えている。

## 4 アナーキズムの革命観 —『フライハイト』紙を中心に1879-1886—

田 中 ひかる

本報告の主題は、ドイツ語によるアナーキズム運動において中心的存在であった『フライハイト』紙上で展開された革命観である。同紙は1879年以来一貫して、革命の早期到来を主張していた。その革命観を要約すればほぼ次のようになる。革命とは誰も「作る」ことができないものだが、「準備」されねば達成されえない。革命の前提を作り出しているのは、無秩序な工業の発展がもたらした経済的な混乱であり、あるいは、そのような混乱に拍車をかける為政者の無策である。そして、革命の端緒となるのは、まずもって経済恐慌や戦争であるが、それと同時に重要なのは、「反逆の精神」を持った人々による小規模の反乱や要人の暗殺などである。さらに、革命の勃発を促してそれを成功に導くためには、人民の「前衛」の役割を担う自覚を持ち「決然とした」革命家、あるいはアナーキストの存在が不可欠である、と。

以上の革命観は、「大不況」と呼ばれた社会的・経済的諸状況を背景にして、さらには「社会主義者鎮圧法」によるドイツの社会主義者の弾圧、あるいはヨーロッパやアメリカ各地で頻発した様々な暴動などを目の当たりにした人々によって練りあげられていったと解しうる。それゆえ、同様の革命観が同時期のヨーロッパやアメリカにおいて広く主張されていたのであろう。しかしながら、このような歴史的文脈に則して当時のアナーキズムの革命観が分析されたことはこれまでなかった。

そこで本報告は、『フライハイト』紙上に掲載された様々な記事から、革命間近という切迫した雰囲気が出た当時のアナーキストの間に存在したことを示し、その上で、そのような雰囲気から導きだされたかれらの革命観がどのようなものであったのかを明らかにする。

5 GERMAN RELATIONS TO THE SINO-JAPANESE WAR, 1894-1895:  
OFFICIAL AND NON-OFFICIAL RESPONSE TO THE FAR EASTERN IMBROGLIO  
(日清戦争に対するドイツ国内での反応に関する考察)

ロルフ・ハラルド・ヴィッピヒ  
(ROLF-HARALD WIPPICH)

日清戦争(1894/95)は国際政治に転機をもたらした。それは一方で、中国に勝利をおさめた日本が大国の仲間入りを果たし、他方、独仏露の三国干渉によって東アジアにおける勢力関係の均衡に変化が生じたという意味においてである。1895年の下関条約に対する日本への外交的干渉を契機に、東アジア地域におけるヨーロッパ勢力は拡大をみせ、東アジアは、その後10年間、国際政治の起爆剤ともいべき緊迫した地域となったのである。この戦争はそれまで比較的遠慮がちであったドイツの極東外交政策を一変させた。この極東での危機を通して、対外的には、大陸ヨーロッパの対極東外交政策におけるドイツの新たな国際的役割が評価された。また、ドイツの国内世論における極東への関心は過去になかった程の高まりをみせたのである。下関条約に対する干渉にドイツが参与したのは、政治戦略的かつ経済的要因によるものであった。ロシアやフランスと行動を共にすることによって、ロシアと再接近することを、日本との友好関係の樹立よりも優先させたわけである。また、東アジアに対する関心の高まりが、ドイツ国内の広い層にまでみられたことは注目すべきことである。その関心の高揚ぶりは、ドイツの一般国民から日本の陸軍省宛てに寄せられた書簡の数々にみとることができる。対外的かつ対内的なこの二つの動きを通して、ドイツの日本に対する見方は根本的に変わった。それまで、ドイツ人にとっては、しばしば中国と取り違えてしまいがちな程に混濁としたものであった日本像は、遅くとも1895年頃には、中国とは明確に区別された日本像へと変わっていったのである。

本発表では、ドイツにおける日本像の変化に着目しながら、その変化に決定的な役割を果たした諸要因を抽出して行くことによって、ドイツにおける「世界政策(Weltpolitik)」への準備期として、1894/95年という年を位置づけていくことにする。

# 現代史部会 1

## 報告者

- 1 佐藤 雪野 (福岡教育大学)
- 2 梶本 元信 (帝塚山大学)
- 3 渡辺 昭一 (鶴岡工業高専)
- 4 相馬 保夫 (鹿児島大学)

## 1 チェコスロヴァキア第一共和国初期の経済政策 —企業のチェコスロヴァキア化 nostrifikace 政策を中心に—

佐藤 雪野

チェコスロヴァキア第一共和国に関する研究は、社会主義時代には制約を受けていたが、今日では、民主主義国家として、或いは資本主義国家としてのチェコスロヴァキアの伝統を、共産党政権崩壊後のチェコスロヴァキアやチェコの体制転換と関連づけるという立場からも大変注目される分野となっている。

さて、1918年10月に成立したチェコスロヴァキア第一共和国において急務であったのは、独立したチェコスロヴァキアとしての政治・経済的枠組みの確立であった。本報告では、そのための主要な三つの経済政策（通貨分離、企業のチェコスロヴァキア化、土地改革）のうち、企業のチェコスロヴァキア化政策を中心に検討する。

企業のチェコスロヴァキア化政策とは、簡単に言えば、チェコスロヴァキア領内で生産したり、運輸に当たる企業は、その本社をチェコスロヴァキア領内におかなければならないという政策である。根拠となった法律は1919年12月11日に制定された。オーストリア＝ハンガリー時代には、ウィーンやブダペシュトの企業が、後のチェコスロヴァキアの領土内に工場を持ち、生産活動を行っている例が多かった。そのため、この政策は、チェコ系の資本家達を利する民族主義的政策と説明されてきた。社会主義時代のチェコスロヴァキア史学においては、このことは、自明のこととして扱われており、その根拠付けは、企業のチェコスロヴァキア化政策以後、チェコ系資本のコンツェルンが巨大化したという結果に頼っている。

本報告では、この企業のチェコスロヴァキア化政策の再検討を試みる。その際、この政策に対するチェコ系企業、外資系企業の対応を手がかりにし、外資系企業間の対応の差異とその後の経過に注目したい。そして、他のチェコスロヴァキア国家形成期の政策との関連や、企業のチェコスロヴァキア化政策が、チェコスロヴァキア経済確立に果たした意義にも言及したい。

## 2 戦間期南ウェールズにおける 「バック・トゥ・コール」運動

梶本元信

第一次世界大戦前の約半世紀にわたって、南ウェールズはイギリスの主要炭鉱地帯として急速に成長し、それとともにブリストル湾諸港からの石炭輸出も鰻登りに増加し、カーディフは「世界のコール・メトロポリス」として繁栄を謳歌していた。その繁栄の主要な基盤をなしていたのがカーディフ炭に対する軍艦や商船用需要の増大であった。カーディフから出荷されるスチーム炭は煙の量も少なく、燃焼効率でも優れていたために、イギリス海軍用燃料として重用されていたばかりか、商船用燃料として世界中の給炭基地へ輸出され、このことが南ウェールズの炭鉱ばかりか、石炭取引に関係する種々の産業の繁栄の基盤となっていたのである。

だが、こうした事情は第一次世界大戦を契機に大きく変化した。今やカーディフ港からの石炭輸出は大きく低下し、南ウェールズの炭鉱地帯は一転して不況地域に転落してしまった。なにも南ウェールズだけが唯一の不況地域ではなく、戦間期にほとんどのイギリス炭鉱地域が不況地域に転落したが、これにはさまざまな要因が考えられる。ポンドの過大評価、世界各国での炭鉱開発の進展に伴う競争の激化、外国政府の保護政策、イギリス炭鉱の資源枯渇に伴うコストの増大などがその主たるものである。しかし、南ウェールズ地域に関するかぎり、とりわけ重要な要因であったのが、この時期の軍艦や商船における石炭から石油へのエネルギー転換であった。深刻な不況に直面した南ウェールズ炭鉱業関係者はさまざまな対策を取ったが、その一つとしてすでに石油に転換していたイギリスの軍艦用燃料を再度石炭に転換するように要請する運動、すなわち「バック・トゥ・コール」運動があげられる。本報告では主としてこの運動に焦点をあわせ、運動が行われた背景や運動の展開過程を考察する。



### 3 第一次大戦後イギリスの対インド鉄道政策の転換 —アクワース委員会報告（1921年）を中心に—

渡 辺 昭 一

インドにおける鉄道は、1849年の建設契約以来1920年3月に至るまで36,735マイルが建設された。インドにおいて資本調達が多難であったことから、イギリス資本を引きつけるために旧元利保証制度に基づいて建設が開始されたが、建設費があまりにかさんだために1869年にインド政庁による建設に変更された。しかし今度は飢饉対策、アフガン戦争等によりインド財政から鉄道に支出される額が著しく制限され建設が遅れたために、1880年代に再び新保証制度が導入されたのであった。また旧契約の解消によって国有化された鉄道も引き続き元の鉄道会社に経営が委託された。しかし元利保証制度のもとでは建設資本はすべてインド省インド大臣勘定かインド政庁国庫に払い込まれ、鉄道収益もインド政庁国庫に払い込まれるため、インド鉄道の建設・経営は、インド政庁の管理下において一般財政に大きく影響されたのである。

ところで、1900年代においてインドが多角的貿易機構の要石になるに至り、インドの第一次産品に対する需要が急増した際それに対応した鉄道網の拡大及び車両調達ができず輸送能力の限界が露呈した。このために、新保証制度下における鉄道会社の役割、一般財政と鉄道金融との関係、管理体制、鉄道料金設定方法などに大きな不満が生じてきた。こうした状況において、1919年に委託契約の更新を迎える東インド鉄道が、インド鉄道問題を総括的に検討する契機を与えた。インド大臣モンタギューは、鉄道の権威であるアクワードを委員長とする調査委員会を設置して、ロンドンとインドにおいて官僚をはじめ、インド貿易に携わる商工業者、銀行、投資階級、鉄道会社などの代表142名から証言をとった。

本報告は、この委員会の報告書・証言録を手がかりに、イギリスのインド統治体制の再編とインドの自立化の対抗という視角から鉄道をめぐる英印両国の現状認識と政策志向を明らかにしつつ両大戦間における鉄道政策の展開への展望を得ることを課題としている。

## 4 1920年代ベルリンにおける都市計画と住宅建設 —労働者文化の視点から—

相馬保夫

1920年代のベルリンは、文化と政治の一代実験場であった。前衛文化と大衆文化が交錯し、文化をめぐる政治的な対抗が激しく火花を散らした。第一次世界大戦後にドイツが迎えた萌芽的な大衆社会状況の中で、既成の文化的・政治的な枠組は変容し、再編成の途上にあった。大戦直後の革命期でも1930年代初めの世界恐慌期でもなく、1920年代中葉の束の間の安定期こそ、ヴァイマル共和国の文化と政治の様々な可能性が真に問われた時期であった。

本報告では、1920年代の大ベルリンの誕生によって一躍拡大したメトロポリス・ベルリンで、焦眉の課題となった新しい都市計画と住宅建設の問題をとりあげ、その理念と現実の具体相を労働者文化の視点から考察する。ベルリンは、エルンスト・マイの「新しいフランクフルト」と並んで、1920年代の新しい都市造りと住宅建設の中心の一つであった。ここでは、都市計画家マルティン・ヴァーグナー、建築家ブルーノ・タウトらが、共和国の時代にふさわしい「新しいベルリン」をめざして、社会民主党・自由労働組合と協力しながら「ブリッツ馬蹄形団地」などの画期的な郊外集合住宅団地を建設した。

そこで構想された「新しい住まい」の理念はいかなるもので、どの程度実現されたのか？ ここでは、それを同時代のフランクフルト・ウィーン・東京の住宅建設と比較的に検討した上で、その意義を探ろうとする。そしてそれと並ぶ都心部の再開発が、一つの生活圈（ミリュー）を形成していた労働者街における労働者の生活文化をどこまで変容させ、街区をめぐる政治的対抗にどのような影響を及ぼしたのか？ こうした考察を通じて、ヴァイマル期労働者文化を日常生活の次元から考察し、そこから政治への回路を解きほぐす手がかりとしたい。

## 現代史部会 2

### 報告者

- 1 白川 耕一 (東京都立大学)
- 2 山本 達夫 (東京外国語大学)
- 3 長沼 秀世 (津田塾大学)
- 4 進藤久美子 (東洋英和女学院大学)

# 1 ナチス・ドイツにおける大衆救済事業 —ナチス民族福祉団 NSV の活動を中心に—

白 川 耕 一

ナチス支配下の日常生活においてテロルとナチス体制が提供した「魅惑」が併存した。ナチス統治下における社会統合の最大の要因はテロルであったことは確認した上で、ドイツ国民の統合と規律化において、暴力と「魅惑」の二つの要因の関係と役割を解明すべきであろう。そのような問題関心から、ナチス民族福祉団 NSV による大衆救済活動を通じてのドイツ人のナチス民族共同体への統合と差別化を考察したいと思う。その検討はナチス体制がどのようにドイツ社会を統合したのか、という問題だけでなく、ナチス体制の「福祉」をどこに位置付けるのか、という問題にかかわってくると思われる。

ナチス民族福祉団はナチス期を通じて安定したナチス大衆組織であり、ドイツ労働戦線に次ぐ団員数を持ち、国民生活の末端に至るまでの組織を形成した。ナチス民族福祉団はドイツ民族の冬期救済事業と母子援助事業と呼ばれる救済事業を組織・実施した。それに向けた国民や社会集団の動員によってナチス支配はドイツ社会に浸透した。ナチス民族福祉団の援助活動は公的福祉や保険と区別される。というのは、その扶助は「価値のある者」のみを対象とし、「共同体異分子」を排除したからであり、この意味においてナチス民族福祉団はナチス福祉政策の典型である。

1933年以来、実施されてきた冬期救済事業は、1936年末に法律によって、失業者の困窮救済の一時的な制度から永続的な制度となった。ここにナチスの民族共同体の形成のために冬期救済事業を実施するという本来の目的が現れるのである。ドイツ国民はナチス民族福祉団への加入によって、冬期救済事業への募金を通じて、ナチス体制への支持を表明しなければならない。ナチス民族福祉団の大衆救済事業はナチスの民族共同体形成の目的に向けておこなわれ、そのように演出・宣伝された。

## 2 Adefa と Adebe

— 第三帝国における経済合理化政策と反ユダヤ主義とのはざままで —

山本 達夫

四ヵ年計画下の第三帝国の中小企業政策は、1937年末から38年はじめにかけて、労働力を確保し、かつ逼迫した外国為替・原料の効率的な配分の実現をはかるために「供給過剰」の経営の閉鎖・清算を計画的に追求することを目標とした。一般党員大衆の反ユダヤ感情を動員しておこなわれた一連のいわゆる経済の脱ユダヤ化は、一般的に、この枠組みのなかでとらえることができる。

このあたらしい政策は、シャハトの時代の「経済におけるユダヤ人の平等」という原則のもとでの一定の「合理的」な経済政策路線の大幅な方向転換を意味し、中小企業の経営者たちのあいだに大きな混乱と動揺をもたらした。伝統的にユダヤ人経営の影響力がつよい繊維・衣料産業部門の「アリア人」経営者たちは、従来型の反ユダヤ戦術（ボイコット行動）を主体とする個別行動では、ゲーリング以降のこの経済合理化政策の荒波をのりきれないという認識を持たざるをえなくなった。ナチ党の政権掌握直後に結成されていた繊維・衣料産業部門の反ユダヤ的利益共同団体Adefa（ドイツ・アリア衣料産業工場経営者協働団、1933年5月～39年8月）がとった方法は、アリア化という形態による企業合併であった。これにたいして国家指導部は「業績原理」を強調しつつ、供給過剰の経営の閉鎖の必要性和必然性を大々的に宣伝し、他方で無秩序なアリア化を制限し、認可制にするための基準の明確化にとりかかる。この過程で、Adefaの活動は、38年のなかばまでに国家の経済政策遂行の体系のなかに組み込まれ、その一翼を担うものになっていた。他方、Adefaが活発に活動を展開していた38年1月末、繊維・衣料産業部門に別の反ユダヤ的利益団体Adebe（ドイツ紡績原料、衣料および皮革産業企業協働団）が結成された。しかしAdebeは、新聞紙上での華々しい宣伝にもかかわらず、結成直後からライヒ経済省の干渉をうけ、やがて解散に追い込まれてしまう。

本報告では、AdefaとAdebeという忘れ去られたふたつの利益共同団体の対比を軸に、経済合理化政策と反ユダヤ主義のはざまにあった中小経営（繊維・衣料産業部門）に焦点をあてて、臨戦経済下の第三帝国における経済生活からのユダヤ人の排除（経済の脱ユダ

ヤ化）とは何であったのかを考察する。

### 3 南部進歩派組織の一考察

長 沼 秀 世

今日、アメリカにおける黒人公民権運動の高揚からすでに30年ほど経過し、法的には人種差別は撤廃されている。しかし、社会的・経済的差別は以前より相当縮小されたとはいえ、なお残存しているだけでなく、今後の改善は容易に進展しそうにないと思われる。そのような状況に対応してか、いまや「アメリカの分裂」「二つの国民」ということが頻繁に語られている。これらに対する解決策は容易には考えられないであろうが、かつていわれたような人種統合の見込みがなく、さりとて地理的に分離する可能性もない以上、多人種の「平和共存」を目指すことが追及すべき方向ではなかろうか。その際、求められることは、一方では黒人の自立・自覚であり、他方では白人の意識変革である。

このような観点から歴史に問題を求めるとき、当然浮かび上がってくるのが進歩的白人の人種問題にたいする態度であり、すでに多くの研究があるが、それらは主として北部人を中心とするものであったように思われる。逆にいえば、南部白人進歩派については、少なくともわが国では、ほとんど知られていないのではなかろうか。そこで本報告では、50年代の黒人公民権運動に直接に関係した南部白人進歩派組織として、ハイランダー・フォーク・スクールと南部会議教育基金（Southern Conference Educational Fund）を取り上げたい。これらは、比較的最近の研究者によれば「運動の中間点」 movement halfway houses とされている。確かに、公民権運動は黒人自身が先頭に立って身を賭して戦って、はじめて明確な成果が得られたのであり、南部白人進歩派の運動は具体的な成果を上げられなかった点で、この規定は妥当であろう。しかし報告者は、それを不十分なものと考えたのではなく、運動の準備に寄与し、先頭に立つ黒人を側面から支えたものとして、歴史的に一定の意義があったものと考えたい。歴史的な負の遺産を清算するためには、白人は今後ともさまざまな形で黒人を援助しなければならないであろう。



## 4 第二波のニュー・フェミニズム運動 —レーガン・ブッシュ政権下の女性運動—

進 藤 久美子

歴史学者クリストファー・ラッシュは、著書『自己陶醉の文化』の中で、「騒乱の60年代」の後に続く「自己陶醉の70年代」を強調した。彼は、60年代を彩った公民権運動や女性解放運動など一連の政治闘争の後で、70年代アメリカの国民は社会的関心を喪失し、個人的関心へと後退していったと指摘した。いわゆる「ミーディケイド」（トム・ウルフ）としての保守的な70年代イメージが創出され、その時代風潮が80年代のレーガン・ブッシュ政権を生み出していったと一般的に考えられるようになった。そしてまたそうした文脈から、ニュー・フェミニズムの社会改革運動は、レーガン・ブッシュ政権下のフェミニズムに対する<sup>バックラッシュ</sup>逆襲の嵐の中で、80年代完全に終息したと今日受けとられている。

しかし連邦レベルの女性政策を跡付けてみると、大方の予測に反して、女性にかんするさまざまな法律が、アメリカ史上最も高い割合で、70年代、80年代に達成されている。1972年のE R A（男女平等の憲法修整）の議会通過をはじめ、その翌年中絶を合法化した最高裁の「ロー対ウェイド」判決に象徴されるように、60年代の多様なフェミニスト集団の主張が、この時期例え一時的にせよ連邦政策レベルで結実していた。「ジェンダー・ギャップ」という言葉が政治世界で定着し、固有の政治的利益を持つ政治集団として女性の存在が認識されるようになった。

こうした政治の変容の背後に、強力な圧力集団としてのフェミニスト集団の存在があった。男性とは全く異質の女性文化とそれに基づく社会の構築を模索した60年代フェミニズムは、この時期影をひそめている。しかしその運動は、ネオコンサーヴァティズムの時代の中で、第二波のニューフェミニズム運動としてひとつに繰ることのできる社会改革運動を確かに形成していた。本報告では、第二波のニューフェミニズム運動が、レーガン・ブッシュ政権下でどのように台頭してきたのか、その運動の争点、戦略そしてイデオロギーを模索する。

## シンポジウム

### 近代化のなかの民衆・民族・国民国家

#### 報告者

- 1 富岡 次郎 (京都学園大学)
- 2 増谷 英樹 (東京外国語大学)
- 3 姫岡とし子 (立命館大学)
- 4 南塚 信吾 (千葉大学)
- 5 高田 和夫 (九州大学)
- 6 岡本 明 (広島大学)
- 7 井野瀬久美恵 (甲南大学)
- 8 野村 達朗 (愛知県立大学)

## 1 戦後イギリスにおける教育政策とカラード移民

富岡次郎

戦後1950年代から、多数のカラード移民労働者が新英連邦諸島からイギリス本土に職を求めて到来した。当時、イギリスは戦後経済復興のため深刻な労働力不足に苦しんでいたため、彼らを単純労働者として受け入れた。しかし、やがて、流入してきたカラードの多さに驚いたイギリス人白人は、雇用、住宅、教育においてカラードを差別した。私はこれまで移民に対する雇用と住宅におけるイギリス人白人の差別を取り扱ってきたので、つぎは移民の教育問題を考察したい。

教育において、イギリス人白人による人種差別に対し、移民の民族的自覚が顕著にあらわれた。第一段階として、イギリス政府は、多数流入してきたカラード移民をイギリス社会に第二級市民として同化させる政策をとった。地方教育当局は具体的な同化教育政策として、一つはカラード移民生徒に第二言語としての英語を教えること、もう一つは移民のみを近くの学校へバスで送迎する移民分散策をとった。しかし、この分散策はカラード移民のみをバス通学させた。その結果、この政策は人種差別としてカラードから非難され、地方教育当局はこの政策を約10年間で中止せざるを得なかった。カラード移民児童の同化政策は失敗であった。

カラード移民教育の第二段階として、1980年代に多くの地方教育当局は多文化主義教育政策へ移った。これは、学校がカラード生徒の主体性を尊重し、彼らの言語、宗教、文化の価値を認める政策であった。これに対し、白人生徒の父母は、多文化主義教育がイギリス全体の教育水準を引き下げるとし、「公立学校はイギリス文化の伝統とキリスト教教育を優先すべきである」と反発した。大部分の校長もこれに同調した。ここに、カラード父母・地方教育当局とイギリス人白人父母・校長陣営が対立した。その象徴的な出来事が1984—85年のブラッドフォード市のハニフォード事件であった。カラード父母・市教育当局はハニフォード・校長たちを人種差別主義者とののしった。それに対し、校長陣営はイギリス伝統の白人・キリスト教・中産階級文化の優越を強調した。この抗争は全国的規模へ拡大した。この事件はカラード移民の少数民族としての誇りとイギリス人の白人として

の支配的優越感の対決であった。地方教育当局が多文化主義政策をとり、カラード移民を支持したので、結局、ハニフォードが早期退職に追い込まれ、事件は一応解決した。これで多文化主義教育政策が勝利したかにみえた。

第三段階として、カラード移民の教育は後退した。1980年代末、新右翼が勢力を伸ばし、サッチャー政権が登場してきた。同政権は、表面では教育の自由化を唱えながら、実際には教育の中央統制を強め、地方自治体による教育の支配を弱め、1988年についに、いわゆる「教育の大改革」を断行した。これによって、中央政策主導によるイギリス人白人文化優先のサッチャー教育政策が、芽生えかけていた地方教育当局主導の多文化主義教育を圧殺した。これで、イギリスの教育はカラード移民教育に関するかぎり、10数年も足踏みすることになった。

## 2 19世紀後半のウィーンの移民と「民族問題」

増谷英樹

19世紀後半のウィーンは、多民族国家としてのハプスブルク帝国の首都として、さまざまな地方からの移民ないし流入民を引受けていた。彼らはこの帝国の首都で、さまざまな仕事に従事しながら、この都市に同化しようとしていた。その同化の在り方は、彼らがどこからやってきてどのような社会的地位を与えられていたかによって大きな相違を持っている。ここでは、ウィーンの移民ないし流入民の代表的存在であるチェコ人とユダヤ教徒の場合に関して考察し、近代化のなかでの「民族問題」の一側面を明らかにしたい。

ヨーロッパの近代化が最も劇的に進んだ19世紀後半におけるウィーンへの流入民の主体は、男性の場合は予想外に手工業の熟練労働者が多かった。女性の場合には料理女や洗濯女などのいわゆる奉公女が多数を占める。こうした男女の流入労働者のおおくを供給していたのは、ウィーン北方のベーメン地方（現在のチェコ共和国の主要部分）であった。彼らチェコ人たちは、ウィーンにおいて多くのチェコ民族組織をもってその民族的意識を維持しようとしているかにみえる。しかし他方で、彼らは仕事上はウィーン人の親方や労働者と何の区別もなく働き生活していたし、自分達の子弟をドイツ語の学校に通わせ、このウィーンの町に同化しようという態度を示していた。そうした同化的傾向が民族性の意識化に転化するのには、ハプスブルク帝国内でドイツ人とチェコ人の対立が激化し、その問題が首都としてのウィーンに反映してきたときである。その変化はウィーンの国勢調査に微妙に顕れる。そうした揺れは、チェコ人がウィーンから比較的近い地域からやってきて、いつでも帰ることもでき、実際に入出りの多い集団であったことにもその原因を見いだすことができる。

それに対して、19世紀の80年代以降にウィーンに流入してきたユダヤ教徒たちは、ガリツィア地方などの遠隔地からやってきて、ウィーンに定住しようという意図が強い反面、同化への傾向はそれほど大きくはない。ウィーンに旧くから定住していた金持ちの特権ユダヤ教徒は、ユダヤ教自体を改革することによってキリスト教社会に同化しようとするが、ガリツィアから流入したユダヤ教徒の大多数は、その教義に固執する正統派に属し、

キリスト教社会とは一線を画する生活を維持する。より正確には、キリスト教社会のなかで彼らはそうすることを強いられたのである。手工業のツンフトからは事実上締め出され、官吏や教師の職業からもほとんど排除されていたユダヤ教徒たちは、その最も伝統的な職業である商業や金融業を営んでいかざるを得なかったし、19世紀の後半の経済恐慌のなかで台頭してきた反セム主義は、彼らを人種的に異なる「異民族」として排除しようとしていたからである。そうした雰囲気は、同化を志向する改革派のユダヤ教徒の態度にも反映し、彼らのおおくは表面上の改宗ないしは同化にもかかわらず、その社会的交友関係や商売上の取引さえも、ほとんどユダヤ関係者に限定していたのである。フロイトの患者や弟子たちがもっぱらユダヤ系の人々であったことは、そのひとつの現象に過ぎない。

このように、ウィーンに流入してきたおおくの流入民は、この時期に大都市へと拡大していくウィーンのなかでそれぞれに異なる地位や役割を選択し（あるいは選択させられ）ていくのである。彼らの問題は、しばしば国家レベルの「民族問題」という大枠のなかに包摂されてしまいがちであるが、ここではそれらを都市のレベルにおいて捉え直してみたいと思う。

### 3 近代ドイツにおける国民統合とジェンダー

姫岡とし子

本発表の目的は、近代ドイツにおける国民統合にジェンダー（性別）がどう関わっているのかを明らかにすることである。

ドイツで男／女のジェンダー概念が形成されるのは、理性近代市民社会の形成期にあたる18世紀末から19世紀初頭のことで、「男」には理性、強さ、逞しさ、能動性、自立など、「女」には感情、か弱さ、優しさ、受け身的、依存などの意味が与えられた。このジェンダー概念により、女はカテゴリーとして一まとめに括られて、男とは違った国民統合のプロセスを体験することになる。

まず女は政治や経済という「男の文化」から排除され、家庭領域に封じ込められた。国民権が争点となった1848年革命のさいには、女は国民の範疇から排除された。ただし、国民国家の形成による国力増強が課題になると、女をたんに国家の外側において置くことは望ましくなくなった。それゆえ、1870年前後から男／女のカテゴリーとヒエラルヒーは堅持したままで、女を国民として国家に統合する道が模索されることになる。

その方策は女と家庭の結びつきの再編・強化にあり、家庭を媒介項として女と国家を結びつけることだった。それゆえ、ジェンダー概念に合致しない労働者層の生活が国家やモラリストたちの注目の的になり、理念と実態の乖離を縮小させるためにさまざまな措置が講じられた。国民として女が果たすべき義務は、家庭基盤の強化による国家秩序の安定化への貢献と家庭での次世代の教育だった。男／女の二分法は、女を主権から排除したまま、他方で女の国民統合は推進するという役割を果たした。また女の国民統合は、女を男性を基準とする普遍的人間の範疇に統合するというより、むしろジェンダーの強化に繋がっている。

近代ドイツでは、女性運動も性特性を基盤とする女の国民統合の推進に大きく寄与している。ブルジョア女性運動穏健派は差異を根拠にして女性の社会進出と国家貢献の必然性を主張し、他方でジェンダーによる価値秩序のヒエラルヒー構造の変革も目指した。彼女たちは社会や国家のなかに女の居場所を獲得するのには成功したが、これはあくまで「女

の領分」の枠内のことだった。ジェンダーによる相互補完は、ヒエラルヒー構造の解消にはつながらなかったのである。

## 4 19世紀初めハンガリーにおける民族と言語と神話

南塚 信吾

今日の東欧の情勢をみるにつけ、人間を縛る民族という契機から人間が解放されなければならないということを、痛感する。民族は人間の自己疎外の典型的な現れである。

ところで、民族というものを相対化するためには、まずなによりも民族というものが歴史的な産物であることを確認する必要がある。そのための作業として、19世紀初めの東欧における民族的覚醒といわれるものの一端を検討してみたい。この時期に、いわば近世以来貴族ないしは一部エリートが持っていた特権的貴族意識とは異なった民族意識が生まれてきたのである。

素材として、当時の「多民族的」なハンガリー王国を取ってみる。19世紀初めからハンガリー語での文学の創作などを通して「文化的ナショナリズム」に目覚めていたハンガリー貴族やその周りの知識人は、ハプスブルク帝国のドイツ語公用語化政策に対抗して、「ハンガリー語公用語化政策」を採用した。1836年と1840年にハンガリー身分制議会で採択された言語法がそれであった。それは、ハンガリー語を話すものがハンガリー民族であるという主張を基礎にするものであった。民族の根拠はさらに言語以外のいくつかの神話的要素（例えば聖イシュトヴァーン信仰など）によって補強された。そして、ハンガリー民族なるものが過去から実存してきたもののような信仰が生み出された。そういうハンガリー民族意識が、しだいに他の社会層にも浸透していくのである。

しかし、すでにこの王国のなかのスロヴァキア人やクロアチア人やセルビア人などのエリート層が、同じく自言語の発見など「文化的ナショナリズム」に目覚めつつあったため、このハンガリー語化政策は、かれらのなかにハンガリー人に対抗する（敵対ではないが）かたちでそれぞれの民族意識を固めさせることになる。そして、ハンガリーと同じく他の神話的要素で民族の信仰は補強されていった。そうしてできたそれぞれの民族意識が、しだいに他の社会層に拡大していくのである。

1848年革命の時点においては、上のような民族意識を抱いていたのは、いずれの民族においても貴族やその周りの知識人などであった。革命の過程で、中産階級や一部労働者に

もいくらか広がったと言える。だが、家族と村と教区の世界で生活していた農民大衆までがそうした民族意識に抱擁されるのは、19世紀後半になってからのことであった。



## 5 露土戦争とロシア・ナショナリズム

高田和夫

1. ツァーリ政府による「国民統合」政策は、まずは1830年代にウヴァーロフが提出した「専制、正教、国民性」の3点セットに明瞭に示される。ロシア史にとり、このうち、専制と正教は古く、国民性（ナロードナスチ）は新しい概念であった。ウヴァーロフが国民性に込めた含意については慎重な検討を要するが、しばらくのあいだ、それは社会的な認知を受けて実体化しなかったと推定される。

2. 19世紀の第4四半期、とくに露土戦争（1877～78）を契機にして、問題状況は大きく変換したと思える。この時期、専制と正教はその伝統的な国家体制保持力を低下させ、それらを補完して、国民性が現実味を帯びることとなった。この間の事情をおおよそ次の6点にわたって説明し、その内実（ロシア・ナショナリズムの特質）に触れるのが本報告が企図するところである。

- ①露土戦争の経過——特にその「国民」的熱狂について
- ②ロシア化政策の展開——いわれるところの「公定ナショナリズム」の性格について
- ③社会思想——1880年代スラブ派の「変質」について
- ④ロシア文学——「国民」文学としてのプーシキンの登場について
- ⑤ジャーナリズム——大衆紙の論調について
- ⑥民衆思想——それがロシア化政策や汎スラブ主義と共鳴する側面について

## 6 ナポレオン帝国と民族・民衆

岡 本 明

ナポレオン帝国がヨーロッパ他民族との間でもった関係とフランス国内でもった意味とは、ひとまず区別して論じることから始めよう。ナポレオン帝国が、ようやく保護を必要とする資本主義商業の発展の緒についた幾つかの隣接ヨーロッパ諸民族を直接支配下においた点で、イギリス重商主義帝国とは性格を異にすることは明らかであろう。それは支配の正統性を「オーストリア、プロイセンからの保護」と「ナポレオン法典」においており、現にシメオンら革新官僚は「模範国家」ウエストファリア王国に法典の適用を図った。ところが、同じ頃フランスの内部的要請から「帝国貴族」の創設も必要とされ、この王国の帝領直轄地が世襲・限嗣相続で贈与された。本報告では、この帝国貴族政策がもった歴史的な性格を考えてみる。

→①帝国の民族政策

一方、一部リベローと地方でのジャコバンが支持が見られたとされる1815年の百日天下は、ナポレオン帝政の今一つの相貌である。最後の輝き、後代へのメッセージとしても語られるこの自由主義帝政で、フランス民衆の支持はどの程度「取り戻せたのか」を、連盟祭に即して検討してみたいと思う。

→②帝国と民衆

なお、①の一環でイタリア地方での帝国支配もわずかに論究できるかもしれない。

## 女たちの大英帝国 —帝国、民族、アイデンティティ—

井野瀬久美恵

1870年代から第一次世界大戦にかけて、「帝国の時代 The Age of Empire」(E.J. ホブズボウム)とよばれるイギリスは、慢性的大不況とアメリカ・ドイツの経済的追い上げによって、工業生産における国際競争力を著しく低下させ、帝国への経済的・軍事的な依存度を強めていった。さまざまなメディアや場を通じて、「イギリスは帝国である」との意識が各階級に浸透し、植民地各地の現状への関心と愛国心が激しい高まりを見せたイギリス社会では、各方面で、今後の帝国のあり方に対する見直しが進められた。「帝国はこのまま拡大を続けるべきか、それとも統合すべきか」をめぐって活発な議論が展開された当時、新たに注目を集めたのが、女性が帝国に果たす“文化的”役割であった。

19世紀、特に「帝国の時代」のイギリスが慢性的な女性過剰の状態にあり、それが、特に中産階級の間で、「余分の女性」とよばれて社会問題化していたことはよく知られている。この女性過剰の現実が、帝国とイギリス女性との接近に大きな契機を与えていた。

女性たちは、それぞれの理由から、帝国各地に旅立っていった。移民として、あるいは行政官の妻として、もしくは宣教師や教師、看護婦、そして旅行者として——。「帝国の時代」は、それまで男性空間として語られてきた大英帝国が、女性空間としての色彩を帯びはじめた時代としても捉えることができよう。さまざまな形で植民地の現地民族と接した女性たちは、男性とは違った目で、植民地の民族や文化を、大英帝国を、そして祖国イギリスを見ていたのである。

本報告では、従来の帝国史で無視されてきた、もしくはあまり重要とは思われてこなかった女性と帝国との関わりに焦点を当てて、一国家を越えた帝国なる枠組のなかで果たした女性の役割や彼女たちが直面した帝国問題、そのなかで女性たちが得た帝国観を「男たちの大英帝国」と比較分析しながら、「帝国の時代」の国民意識、帝国意識の再考を試みたい。

\*

女性と帝国の関わり方は、大英帝国の2つの構成要素——白人入植地である4つの自治領と、それ以外のアジア、アフリカに広がる直轄領とで大きく異なっている。

前者は、世紀転換期に活発な展開を見せた帝国統合運動のなかで見直しが進められた移民政策の流れのなかで理解することができよう。この時期、イギリス各地の民間移民推進団体は、カナダ(特に東欧からの移民ラッシュに沸くカナダ西部)やボーア戦争直後の南アフリカへと大量の独身女性を移民させた。移民させる女性の出身階級や教養にこだわる各移民団体の姿勢からは、女性たちに、単なる労働力以上のもの、すなわち、英語を含むイギリスの文化や価値観を移植する「文明の使者」としての役割が期待されたことが読み取れよう。とりわけ女性教師の移民は、イギリス国内の教職状況の変化ともあいまって、下層中産階級の独身女性に社会的上昇の機会を与えていた。その一方で、彼女たちは、帝国からの自立の道を模索する自治領(特にカナダ)と、帝国の絆に固執するイギリス本国のはざままで、換言すれば、帝国意識と新しい国民意識との間で葛藤を迫られたのである。

自治領への女性移民と並行して、1870年代以降、アジア、アフリカの植民地へ渡るイギリス人女性の数も急増した。彼女たちは、自治領に移民した女性たち以上に、帝国支配のイデオロギーと直接関わったといえる。

たとえば、夫に同行した植民地行政官の妻たちは、イギリス国内の価値観や道徳観、イギリスにおける個人の出身階層や序列に執拗にしがみつ়くことによって、現地民族との文化的・社会的な距離、すなわち支配・被支配関係の強化に大きな貢献があった。しかしながら、多忙な夫に代わって妻たちが残した植民地の記録には、夫たちが有する「支配」ではなく「発見」の視点から書かれ、しかも、自らが「発見」した現地民族や彼らの精神をイギリス文化と折り合いをつけようとする試みが強く認められる。また、現地の慣習によって男性にはタブーとされた現地女性の生活に踏み込んだイギリス人女性宣教師たちは、男性には見えなかった植民地のもうひとつの現実に気づかされた。そのなかで、彼女たちには、新しい帝国を見る目、植民地の民族を捉える視点が育まれていったのである。

同じことは、いわゆる「ヴィクトリア朝の旅するレディたち」の記録についても指摘することができる。たとえば、西アフリカを旅したメアリ・キングスリは、オゴウェ、コン

ゴ川流域の諸民族との接触のなかで、「文明と野蛮」という二項対立で語られてきたアメリカに、ヨーロッパとは異なる彼ら独自の文化を認めた。宣教師が否定した一夫多妻制や社会に果たす女性、特に母系の重要性などに関する「発見」によって、彼女は、家父長的なパースペクティヴを捨てきれなかったヨーロッパ人の男性探検家とは違った帝国意識を得たといえる。探検家なる“栄誉”が与えられなかった彼女たち、旅するレディたちが示した「差異の認識」は、帝国内部の民族問題や帝国としてのアイデンティティのあり様、とりわけ、帝国支配を支えるイデオロギーを考えるうえできわめて重要である。20世紀の新しい学問、人類学への女性の進出は、彼女たち、「帝国の時代」の旅するレディや女性宣教師らの遺産でもあり、そこに生まれた新しいパラダイムは、国民や民族という概念に大幅な修正を迫っていった。しかしながら、その一方で、彼女たちが、有形・無形に、男性が作り出した帝国支配のイデオロギーの再生産を助けていた事実も看過できない。

以上の点から、男性空間としてのみ語られてきた帝国を女性空間としても見直すことによって、従来の帝国観や帝国意識、ひいては国民意識に再検討を加えたいと思っている。

## 8 東欧系ユダヤ移民とそのアメリカ化

野村 達朗

移民の国アメリカは流入する多様な人口をアメリカ人たらしめ、一つの国民国家を形成する作業を継続してきた。移民はそれぞれの民族的伝統を濃厚に継続しながらも、アメリカの国家的理念に適応するように自己を変革し、アメリカへの同化を遂げていった。このアメリカ化により成立するのが「～系アメリカ人」という「民族集団」である。

ここでは世紀転換期の約40年間に流入した約200万人の東欧系ユダヤ人の場合を取り上げる。彼らの多くがニューヨーク市に定住し、同市人口の4分の1を構成するようになり、そこに東欧系ユダヤ人のコミュニティを形成する。彼らの大部分が衣服労働者をはじめとする肉体労働者になったことから、そこに成立したのは「階級縦断的ではあるが、優れて労働者階級的な」コミュニティであった。彼らは苦汗工場における劣悪な労働条件と低賃金に苦しみ、また典型的なスラム居住者となったが、次第に生活条件の改善を獲得しつつ、独自の世界を主体的に創造していった。それはユダヤの伝統と共同体的な絆と、彼らを取り巻く近代的大都市の環境との相互作用によって、形成された「移民ユダヤ人」の世界であった。彼らは「グリーンホーン」（新米）と呼ばれることを嫌悪し、英語を学び、アメリカ的衣服をまとい、ユダヤ的風習に修正を加えながら、アメリカへの同化に努力するが、他方で、ユダヤ系として結束しながら、驚くべき数と種類の組織の網の目を作り出していった。

この民族的で労働者階級的なコミュニティは次第に自己主張を展開していく。1909年以降ユダヤ人労働運動の「英雄的」時期が訪れ、国際婦人服労組をはじめとする有力で社会主義的な労働組合が形成され、社会党はニューヨークにおいて安定したユダヤ系労働者基盤を樹立し、連邦議会にも議員を送りこみ、さらに1917年市長候補ヒルキットは22%を得票し、州議会に10名、市議会に7人の議員を送りこむまでになった。こうしてまず東欧系ユダヤ人のアメリカ化は工業労働者化であり、彼らは労働組合運動の高揚と社会主義という形で近代的資本主義的工業社会への対応を示したのであった。

この注目すべき世界は1930年代に第二段階に入る。ユダヤ系は衣服産業を中心にアメリ

カ労働運動の中で大きな力を揮うと同時に、アメリカ政治への参加を深め、ルーズヴェルト支持に転換し、組織労働の広範な産業関係への関与を許容するニューディール型社会体制の一翼に編成されていく。一方、共産党支持勢力は第二次大戦後の反共主義の中で弾圧され、解体していく。他方ではユダヤ系は、とりわけ移民第二世代が社会的上昇により中産階級化をとげることにより、アメリカ社会の中に編入されていった。この3つの過程により東欧系ユダヤ人のアメリカ化が完成していくのである。

# 文 榮 堂

本店 山口市道場門前1丁目3-11 TEL(0839)22-5611

山大前店 山口大学正門前 TEL(0839)23-2319

Green Books文栄堂 吉敷山口バイパス沿 TEL(0839)23-2320

山口スイミングスクール内

Book Land文栄堂 中市町ちまきや別館1階 TEL(0839)23-2334

大内店 大内御堀1442 TEL(0839)23-2221

防府国衙店 防府市国衙4-3-51 TEL(0835)25-1988

防府ばる店 防府ニチイ3階 TEL(0835)24-0807

防府車塚店 防府市車塚 TEL(0835)22-1173

Book's一文 東京都世田谷区祖師谷 TEL(03)3482-4151

.....  
山口県官報販売所

文栄堂本店内

政府刊行物山口サービス・ステーション

文栄堂本店内

法律文化社 〒603京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71  
☎075(791)7131/表示価格は税込

月村太郎 A5判/六一八〇円(税込)  
**オーストリア・ハンガリーと少数民族問題**  
クロアチア人・セルビア人連合成立史 民族対立が国家解体を導いたユー  
ゴスラヴィア。しかし二十世紀初頭、その後のユーゴ建国の基礎を形作る連合  
が民族対立を克服して成立した。いかにして多民族共存の体制が形成されたの  
か。本書はその過程を実証的に解明し、民族問題への新たな視座を提示する。

城戸 毅 A5判/七二五円(税込)  
**中世イギリス財政史研究**  
中世末期、十五世紀のイギリスにおける国家財政構造を究明。動産課税から土  
地所得税への移行の徴候、財政運営への議会による批判、俗人官僚の進出に、  
近代的国家財政への契機を見出す。膨大な帳簿・目録等の史料群の緻密な分析  
のうえに財政の実態を解明した先駆的労作。

石田 憲 A5判/五七六八円(税込)  
**地中海新ローマ帝国への道**  
ファシスト・イタリアの対外政策一九三五一三九 ファシスト・イタリア  
の対外政策を国内体制、イデオロギー、国際環境の三要素から分析し、サブリ  
ンターを含めた政治過程を叙述。また一次史料を駆使して新ローマ帝国建設に  
向けてエチオピア戦争、スペイン内戦への干渉、アルバニア侵攻など強行して  
ゆく道程を克明に描写する。

有澤廣巳 四六判/各三六〇五円(税込)  
**ワイマール共和国物語 上巻・下巻**  
第一次大戦後、ヨーロッパに花ひらいたワイマール共和国は、その理想主義的  
民主共和制と文化によって多くの人々に記憶されているものの、その歴史はヒ  
トラーの出現によって十四年という短命であった。ワイマール体制に深い共感  
をもつ著者の、愛情に満ちたその興亡の物語。 解題―中村隆英

岡田泰男 A5判/四七三八円(税込)  
**フロンティアと開拓者**  
アメリカ西漸運動の研究

廣田 功 A5判/七〇〇四円(税込)  
**現代フランスの史的形**

両大戦間期の経済と社会

〒113 東京都文京区本郷7 東大構内  
目録呈 ☎03(3811)8814 東京大学出版会

## 西洋中世の秩序と多元性

関西中世史研究会 一〇三〇〇円  
国王、貴族、市民、ユダヤ人など様々な人々を、支配、戦闘、平  
和、病や死など、中世社会の生活の諸相や環境面から描く。

## 社会主義国における民衆の歴史

星乃治彦著 一九五三年六月一七日東京ドイツの情景 ●六九〇一円  
89年以降の新しい史料をもとに「民衆史としての社会主義国史」  
を展開。事例をもとに、指導部とそれに対する民衆運動を分析。

## 「一九六八年」時代転換の起点

岡本 宏編 一三三三〇円  
68年は89年の大変動に連なる衝撃の年であった。68年の歴史的意  
義と時代的画期性を多面的に考察し、今日の接点を考える。

## 歴史における群衆

ジョージリリユード/古賀秀男・志垣嘉夫・西嶋幸右訳 ●二八八四円  
「群衆」を生きた人間の現実的・具体的な集合として捉え、その  
行動を資料を駆使して克明に跡づける。 ■英仏民衆運動史

## イデオロギーと民衆抗議

ジョージリリユード/古賀秀男ほか訳 ●二〇六〇円  
イデオロギーのもつ意味と重要性に注目し、英米仏の諸革命を中  
心に民衆運動から労働運動までの歴史を体系化する。 ■近代民衆運動  
の歩み

## ロビン・フッド

J・ペラム/鈴木利章・赤阪俊一訳 ●二九八七円  
これまでの研究や論争をふまえながら、新しい歴史学の手法IIブ  
ロソポグラフィを駆使して、新しい結論をみちびく。 ■歴史学からのひとつの試み

## イングランド女子教育史研究

滝内大三著 ●七九三二円  
女子教育の確立にむけて活動したバイオニアたちの実践を手がかりに、  
中世から近代までの女性観とその教育の歴史を考察する。

●好評発売中

■ナウカ(株)と哲学出版社(独)の共同出版(リプリント)

★「ヘーゲル雑誌」とまで呼ばれ、ヘーゲル哲学が全ドイツを風靡する際のメガフォン役を担った  
ヘーゲル学派の機関誌、19世紀ドイツの最重要学術・文化評論雑誌の1つ

〈ヘーゲル学派機関誌〉  
**学的批判年報(ベルリン年誌)**  
Jahrbücher für wissenschaftliche Kritik  
1827-1846

20 Bde. Repr. 1992. 全巻セット ¥1,100,000  
\*分売不可

**ナウカ** 株式会社

本社 ☎171 東京都豊島区南池袋2-30-19  
TEL (03) 3981-5261(代)  
FAX (03) 3981-5313  
国 立 TEL (0425) 77-3412 FAX (0425) 77-3341

## アメリカの二つの国民

断絶する黒人と白人  
アンドリュース・ハッカー著 上坂暁訳 ●39900円  
黒人であることがなぜ「絶望」なのか。雇用、教育、犯罪、家族の実態を豊富な統計を  
駆使して描き、ロス・暴動直後全米でベストセラーとなった書。待望の邦訳刊行。

## トルコ人のヨーロッパ

共生と排斥の多民族社会  
内藤正典編 ●36000円  
排外主義の台頭に激しくゆれるドイツを中心に、トルコ人移民の側から「民族や」文  
化」の相違がいかなる問題として立ち現れるのかを明らかにし、共生への道を探る。

## 新しい移民大陸ヨーロッパ

比較のなかの西欧諸国・外国人労働者と移民政策  
ド・トレンハルト編著 宮島善徳訳 ●37000円  
数百万人に及ぶ移民労働者とその家族を抱えるヨーロッパ。定住化が進行する中、ヨ  
ーロッパ主要国における受け入れ過程と問題点、成熟した政策をめざす模索を集成。

## アイルランド紛争

民族対立の血と精神  
小野修著 ●45000円  
血で血を洗う民族紛争の背景にあるものは何か? イギリスによる征服からカトリッ  
ク・プロテスタントの対立そして現在まで。二つに分断された国家と民族の通史。

## ソ連邦民族・言語問題の全史

日ナハイル・V・ソボコフ著 田中完彦監訳 高尾千津子・土屋礼子訳 ●88000円  
固有の歴史・言語をもつ多くの民族を一国家に統合しようとしたゆえの様々な矛盾。  
連邦崩壊に至る過程を地下出版等埋もれていた資料で検証する。ソ連邦史の決定版。

**増補 米国先住民の歴史**  
インディアンと呼ばれた人びとの苦闘・抵抗・希望  
清水知久 1700円  
迫害の歴史と闘いを描いた名著

**アメリカ黒人の歴史**  
B・ウォルズ著 明石紀雄・岩本裕子・斎合明子訳  
黒人の側から正確に自らの存在  
を位置付けた入門書 4600円

**アメリカ黒人解放前史**  
奴隷制度廃止運動(アポリシヨニズム)  
ジェームズ・B・スチュワート著 真下剛訳 3000円  
奴隷解放へ向けた運動の軌跡//

**カナダ先住民デネーの世界**  
インディアン社会の変動  
新保満 2575円  
近代化の中荒廃する先住民社会

**ナチス強制収容所とロマ**  
生還者の体験記と証言  
金子マーティン編訳 2200円  
生存者の証言で綴る迫害の実態

**明石書店 目録送呈**  
〒113 東京都文京区本郷1-10-10  
☎03(3818)6351 (F)03(3818)5962  
振替001100-7-24505



G. クレイズ編  
**フランス革命論争パンフレット集成/全8巻**  
**Political Writings of the 1790s**  
**The French Revolution Debate in Britain**

Ed. by Gregory Claeys, Professor of the History of Political Thought,  
 Royal Holloway and Bedford New College, University of London  
 1995.2. in 8 Vols.  
 (Pickering and Chatto, GBR/日本総代理店:丸善)

**関連書・ご予約承り中**

チャーティスト運動パンフレット集成/全6巻  
**Chartist Pamphlets**

Ed. by Gregory Claeys. 1995.Fall. in 6 Vols. (Pickering and Chatto, GBR)  
 (注文番号 MBN:9416561) セット予定価 ¥134,300  
 ※詳細資料をご請求下さい。(資料 No.6-94-083)

トマス・ペイン著作集/全5巻  
**The Works of Thomas Paine.**

Ed. by Gregory Claeys and Mark Phillip. 1995. in 5 Vols. (Pickering and Chatto, GBR)  
 (注文番号 MBN:9341712) セット予定価 ¥100,300  
 ※詳細資料をご請求下さい。(資料 No.6-94-084)

■お問合せ・カタログご請求は、  
 最寄りの支店までお申しつけください。

**M丸善** 広島支店

〒730 広島市中区本通 5-8

☎ 082-247-2252

FAX 082-247-1576

紀伊國屋書店の洋書フェア

**比較文化—文化科学の現在** CROSS CULTURAL STUDIES

企画監修:桜美林大学教授・筑波大学名誉教授  
 井門 富二夫

紀伊國屋書店では、「比較文化—文化科学の現在」と題して洋書フェアを開催中です。

- ・世界のグローバル化が進む中で、各地で宗教・民族紛争が多発する現在、フォーリン・アフェアーズ誌に掲載されたハーバード大教授 S・ハンチントンの論文「文明の衝突」が話題を呼ぶなど、文化・文明の問題が世界的にクローズアップされています。
- ・わが国でも比較文化研究・地域文化研究への関心が急速に高まる中、学際性の強いこの分野における海外の研究書を網羅した文献目録が強く求められていました。
- ・紀伊國屋書店では当フェア開催に当たって、比較文化論/国際関係論/各地域文化・社会・政治・経済をはじめとする各分野で現在入手可能な海外文献 1万5千点強を収録したカタログを作成いたしました。「文化科学」ともいうべきこの新しい学問分野の現状を総覧するには最適な文献目録としてご利用いただけることでしょうか。

「比較文化」カタログ構成

- 第1巻:文化研究総論/第2巻:地域研究各論(欧米/旧ソ連・東欧)  
 第3巻:同(アジア・オセアニア/ラテン・アメリカ/中近東・アフリカ/日本)  
 在庫も取り揃えて下りますので、ご用命お待ち申し上げます。

当フェアに関する詳細は各営業所または下記までお問い合わせ下さい。

〒156 東京都世田谷区桜丘 5-38-1

㈱紀伊國屋書店 書籍部開発一課

TEL(03)3439-0161 FAX(03)3439-0839

株式会社 **ミネルウ書房**  
 〒007 京都市山科区日ノ岡 ☎(075)581-5191  
 電話注文=代金(定額+送料380円)と引換え  
 にて1日~2日で宅配 ☎(075)581-0296へ

**ヨーロッパ統合の脱神話化**  
 佐々木隆生/中村研一編著・ポスト・マーストリヒトの政治経済学  
 ヨーロッパの現地調査より、経済・政治両面から分析。三五〇〇円

**チャーティスト運動の構造**  
 古賀秀男著「チャーティスト運動研究に新境地を拓く」前著「チャーティスト運動の研究」よりさらに進めた分析研究。六五〇〇円

**イギリス綿業自由貿易論史**  
 熊谷次郎著「マンチエスター商業会議所総会議事録(1820~1932年)」の丹念な渉猟により論争史としてまとめる。七〇〇〇円

**社会史の証人** ウィリアム・ウッドラフ著  
 原訳・20世紀初期ランカシャーの失われた世界 ホブズボーム、A・フロックらが絶賛した20世紀初期イギリス社会史。五〇〇〇円

**アメリカ禁酒運動の軌跡**  
 岡本勝著「植民地時代から全国禁酒法まで」禁酒運動にみるアメリカ社会史—なぜアメリカ人は「禁酒」にこだわったか。四〇〇〇円

**マックス・ヴェーバーとその同時代人群像**  
 W・J・モムゼン/J・オースターハメル/W・シュベントカー編著 鈴木広/米沢和彦/嘉目克彦監訳 六五〇〇円

**ドイツ農村におけるナチズムへの道**  
 豊永泰子著「ドイツにおける農業政策はどのようにしてナチズムへの道へ帰結していったのか—ドイツ農村の社会史」。五〇〇〇円

リプリント

—移民問題研究の重要誌—

KA-9309

好評発売中!

『移民問題研究』1961—1992年

**International Migration**

A Quarterly Academic Review in the Field of Migration Studies.  
 International Organization for Migration [IOM]. Vols. 1—30. Geneva 1963—1992. Reprint in 15 vols.  
 With forerunner: Migration: A Quarterly Review of the Intergovernmental Committee for  
 European Migration, Vols. 1—2. Geneva 1961—1992. Reprint in 1 vol.  
 Reprint set in 16 vols. 1993. ¥288,000

国際移民機関年次報告書 1969—1990年

**Annual Report of the International Organization for Migration**

1969—1990. English edition. Geneva. Reprint in 3 vols. 1993. ¥79,200  
 (formerly: 1969-1979 as, Intergovernmental Committee for European Migration [ICEM] Review of Achievements;  
 from 1980 as, Intergovernmental Committee for Migration [ICM]. Annual Review;  
 from 1989 as, International Organization for Migration [IOM]. Annual Review.)

日本総代理店 **極東書店**

(1093heaa)



**FAR EASTERN BOOK-SELLERS**  
 KYOKUTO SHOTEN  
 P.O. Box 72, Kanda, Tokyo 101-91, JAPAN

☎101-91 東京都千代田区神田神保町2-12 安富ビル  
 ☎530 大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル  
 ☎604 京都市中京区船場町通丸太町下る 井口ビル  
 ☎810 福岡市中央区西洲12-13 船口ビル

☎03(3265)7531 FAX(3265)4656  
 ☎06(362)5515 FAX(362)8882  
 ☎075(231)2093 FAX(231)3859  
 ☎092(751)6956 FAX(741)0821



# NEW HISTORY 12

VOIS.

〒101-02 東京都千代田区一ツ橋二一五-五

(定価は税込)



岩波書店

フランスのアナール派歴史学を発信地としてさまざまな思想との対話を重ね、歴史学の方法と対象を革新してきた「新しい歴史学」の流れに捧さず代表的な著作を集め、歴史なき時代の歴史意識を模索する。

●好評既刊／7冊

## フランス革命の文化的起源

ロジェ・シャルチエ／松浦義弘訳

D・モルネの名著『フランス革命の知的起源』から五〇年を経た今日、アナール派歴史学のシャルチエが再審する革命の起源とは。テクストと読者の関係に歴史学的まなざしを導入した新しい歴史学が問う話題作。

四六判・定価三六〇〇円

## 中世文化のカテゴリ

アロン・クレトゥイチ／川端香男里、栗原成郎訳

4000円 定価

## イタリア・ルネサンスの文化と社会

ピーター・パーク／森田義之、柴野均訳

3700円

## 資本主義の文化

歴史人類学的考察  
アラン・マクファアレン／常行敏夫、堀江洋文訳

2900円

## 革命前夜の地下出版

ロバート・タントン／関根素子、二宮宏之訳

3800円

## フランス歴史学革命

アナール学派  
ピーター・パーク／大津真作訳

2300円

## 歴史人口学序説

17・18世紀ポロヴェ地方の人口動態構造  
ピエール・グベール／遅塚忠躬、藤田苑子訳

2600円

## 世界歴史大系

最も新しく最も詳しい通史！

### イギリス史 (全3巻)

- 1 先史〜中世 青山吉信編 五五〇〇円
- 2 近世 今井宏編 五〇〇〇円
- 3 近現代 村岡健次 木畑洋一編 五〇〇〇円

### 既刊 アメリカ史 (全2巻)

- 1 有賀貞 大下尚一 志邨晃佑 平野孝編 五五〇〇円
- 2 十七世紀〜一八七七年 五五〇〇円

### ロシア史 (全3巻)

- 1 田中陽児 倉持俊一 和田春樹編 五五〇〇円
- 2 ピョートル大帝 第一次世界大戦前まで 五五〇〇円

※続刊—フランス史 ドイツ史 中国史  
1 一九〜十七世紀 平成7年4月刊行予定  
2 二十世紀 9月

### シリーズ

### 歴史のフロンティア

好評発売中

- ◆民のモラル 近藤和彦著 2700円
- ◆近世イギリスの文化と社会 森田安一著 2600円
- ◆ルターの首引き猫 木版画で読む宗教改革 松本宣郎著 2700円
- ◆ガリラヤからローマへ 地中海世界をかえたキリスト教徒 喜安 朗著 2800円
- ◆夢と反乱のフォブール 一八四八年パリの民衆運動 荻野美穂著 2600円
- ◆生殖の政治学 フェミニズムとバース・コントロール

山川出版社

〒101 東京都千代田区内神田1-13-13  
☎03(3293)8131 \*定価は税込み